

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社外 5名

### 控訴理由書

令和6年2月29日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人

弁護士 高田剛



弁護士 鄭一



弁護士 河村尚



弁護士 我妻崇明



弁護士 以元洋輔



弁護士 山城在生



弁護士 坂井萌



弁護士 丸山浩祐



頭書事件における被控訴人兼控訴人（以下「被控訴人」という。）らの控訴理由は以下のとおりである。

## 目 次

（ゴシック体の部分は、控訴審における新たな証拠に基づく追加主張である）

第1 はじめに.....	7
第2 殺菌解釈の検査における違法について.....	13
1 本件要件ハの解釈について（再論） .....	13
(1) 法令の定め.....	13
(2) 本件要件ハの趣旨.....	14
(3) 滅菌・殺菌の定義.....	15
(4) AG合意.....	16
(5) 本件要件ハをAG合意に依拠して解釈すべきであること.....	17
(6) 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となること.....	18
2 公安部の法令解釈に関する原審の判断が不当であること.....	18
(1) 総論.....	18
(2) 事実関係（経産省による検査・差押えの容認に至るまでの経産省と公安部の打合せの経緯） .....	21
3 経産省は本件要件ハ検査機関解釈の正当性を規制当局として相応の根拠を持って認めたものではなかったこと、及びそのことを公安部が認識していたこと....	38
(1) 経産省が本件要件ハについて、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈どころか、そもそも本件通達の文言以上の確たる解釈を有していなかったこと.....	38
(2) 経産省が、本件要件ハ検査機関解釈の合理性や、これを前提とした本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断について、否定的な見解を表明していたこと	41
(3) 経産省は「公安部が検査・差押えを実施するため」ひいては「公安部に本件噴霧乾燥器の輸出とは別件で立件させるため」という、合理的な省令解釈とは別	

の観点から、本件要件ハ検査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れ、警視庁公安部による照会に対して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに「該当すると思われる」との回答を行っていたこと.....	50
(4) 公安部と経産省のやり取りは、検察としても、公安部が経産省の見解を捻じ曲げたと評価されるリスクがあると認識させるものであったこと.....	56
(5) 原判決の判示について.....	58
(6) 小括.....	59
4 経産省の回答の前提となった聴取結果報告書に、重要な虚偽記載があること	61
(1) はじめに.....	61
(2) ■教授からの聴取結果報告書.....	62
(3) ■准教授からの聴取結果報告書.....	65
(4) ■教授からの聴取結果報告書.....	68
(5) ■客員教授からの聴取結果報告書.....	70
(6) 教授らからの聴取結果報告書の作成上の問題点.....	72
(7) 教授らからの聴取結果報告書が有する経産省への影響.....	75
(8) 小括.....	76
5 検察官の法令解釈に関する原審の判断の不当性.....	76
(1) 総論.....	76
(2) ■検事の前任の■検事は、公安部と経産省との間でなされたやり取りの内容を知っていたこと.....	77
(3) ■検事と公安部の検事相談.....	79
(4) ■検事が本件勾留請求等を行うにあたり、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことに対する客観的な根拠がなかったこと.....	82
(5) 小括.....	86
第3 最低温箇所の検査における違法について.....	88
1 総論.....	88
2 公安部が測定口に関する消極証拠を殊更に無視したこと.....	89

(1) 序論	89
(2) 経産省との打合せを経た公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定することが本件立件に当たっての最重要事項と認識していたこと	90
(3) 公安部は、自らの最低温箇所特定に係る各実験後、本件逮捕前に、亡相嶋を含む被控訴人会社従業員複数名から、測定口が最低温箇所となる可能性があることを聴取していたにもかかわらず、測定口に関する検証を全く行わなかったこと	92
(4) 公安部は、本件噴霧乾燥器の温度実験に際して、測定口の存在を実際に認識し、かつ、その温度が低温であることをも認識していたこと	95
(5) 小括	96
3 公安部は、本件L-8 i 温度実験において、製品回収容器底部が自らの特定した最低温箇所よりも低温となることを実験結果に基づき明確に認識したにもかかわらず、当該実験結果を示す事実を隠蔽したこと	96
(1) 本件L-8 i 温度実験の結果、実際に測定された3か所のうち、製品回収容器底部が最も低温であった事実が判明したこと	96
(2) 公安部は(1)の実験結果を受け、殺菌を要する「内部」と捉えていた製品回収容器下部を、合理的根拠もなく「内部」から外す判断を下すとともに、虚偽の温度測定結果報告書を作成したこと	97
(3) 小括	103
4 [■] 検事の公訴提起に関する過失が原審において過小評価されていること	103
(1) 経産省が、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関して、最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す経産省検査メモが[■] 検事の前任の[■] 検事に共有され、[■] 検事もその内容を認識していた（少なくとも、容易に認識し得た）こと	103
(2) 逮捕後の検事調べにおいて、被控訴人会社の従業員らから温度の上がりづらい箇所にかかる具体的な指摘がなされたこと	104
(3) 被控訴人会社の従業員らの指摘を受けた[■] 検事の対応は、消極証拠を殊更	

無視したと評価されてもやむを得ないこと.....	105
(4) 小括.....	109
<b>第4 損害の額.....</b>	<b>110</b>
1 はじめに.....	110
2 亡相嶋及び被控訴人 [ ] らの精神的苦痛.....	110
3 精神的損害について.....	113
(1) 慎謝料の考慮要素.....	113
(2) 違法性の程度.....	113
(3) 被害の程度.....	115
(4) 原判決の認定の誤り.....	115
4 被控訴人大川原に生じた損害.....	117
(1) 精神的損害：600万円.....	117
(2) 財産上の損害：240万円（原判決同額）.....	117
(3) 刑事補償法に基づく補償：[ ] .....	117
(4) 訴訟代理人費用.....	117
(5) 小括.....	117
5 被控訴人島田に生じた損害.....	117
(1) 精神的損害：650万円.....	117
(2) 財産上の損害：465万円（原判決同額）.....	117
(3) 刑事補償法に基づく補償：[ ] .....	118
(4) 訴訟代理人費用.....	118
(5) 小括.....	118
6 亡相嶋並びにその相続人である被控訴人 [ ] らに生じた損害.....	118
(1) 亡相嶋に生じた損害.....	118
(2) 被控訴人 [ ] の損害.....	119
(3) 被控訴人 [ ] の損害.....	119
(4) 被控訴人 [ ] の損害.....	120

7 被控訴人会社に生じた損害.....	120
(1) 報道による信用棄損：2000万円.....	120
(2) 被控訴人大川原、被控訴人島田及び亡相嶋に対する報酬支払：4401万9 395円（原判決同額） .....	122
(3) 試験に要した費用：合計2073万5843円（原判決同額） .....	123
(4) 刑事弁護人費用：[REDACTED] .....	123
(5) 訴訟代理人費用.....	124
(6) 小括.....	124

## 第1 はじめに

本件は、立件ありきで捜査を進めた警視庁公安部（以下「公安部」という。）が、証拠捏造、不利な事実の隠蔽といった、刑罰法規に抵触する行為を含む数々の違法行為を駆使して、善良な市民、善良な中小企業を陥れた事案である。逮捕された3名が長期間身柄を拘束され、そのうち1名は保釈がなされないまま死亡するという悲惨な結果を伴ったことも相まって、わが国の刑事司法に対する信頼を大きく揺るがす事態となっている。原審における証人尋問では、捜査に関わった現役の警察官2名が、暴走する捜査幹部により捏造された事件であると証言するなど、異例の経過を辿った。

原判決は、公安部の逮捕、[REDACTED]検事の勾留請求及び公訴提起、並びに[REDACTED]警部補の取調べについて国賠法1条1項の適用上違法であると判示しており、その結論において正当である。

しかしながら、捜査機関の違法な捜査により毀損した被控訴人大川原化工機株式会社（以下「被控訴人会社」という。）の信用、被控訴人大川原正明（以下「被控訴人大川原」という。）らの名誉を適切に評価するには、捜査の違法に関する事実を可能な限り丁寧に認定しなければならない。

この点、原判決は、本件省令の定める「殺菌」の解釈について、公安部の経産省への捜査事項照会に至る過程に存在する重要な事実、すなわち、経産省が本件各噴霧乾燥器の輸出時点及び公安部から相談を受けていた時点において明確な解釈を有していないかったこと、それゆえに本件噴霧乾燥器1の規制該当性について否定的な見解を示していたこと、こうした経産省の見解を公安部が真摯に受け止めず、公安部長が経産省上層部へ働きかけを行うことより、被控訴人会社に対する搜索・差押えの実施に向けいわば密約的に協力を取り付けたこと、といった経過に関する事実認定を行っていない。

また、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所に関する捜査の違法性についても、公安部が亡相鳴や被控訴人会社の従業員の指摘を意図的に黙殺していた点や、事態が不利に動く懸念のある実験結果を隠蔽した報告書を作成していた点など、意図的に事実

を歪めて立件に及んだ悪質性についても、認定されていない。

これらの事実認定の不備の結果、原判決は、被控訴人らの損害が強大な公権力を有する捜査機関による悪質な違法行為により生じたものであることを過小評価し、慰謝料の額を極めて低額な認定に止めており、不相当である。

本控訴理由書における被控訴人らの主張は、以下の3点である。

第一に、省令解釈に関する捜査の違法性に関する主張である。

原判決は、本件要件ハの「殺菌」の意義について、公安部が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて、同解釈の採用にあたり外為法等の解釈権限を有する経産省に確認したこと、及び同解釈の内容が経産省によるクロスフロー過器に係る本件通達の文言等に照らして不合理とはいえないことを理由に、捜査機関として通常要求される捜査は尽くしていたものといえるとした。また、これを前提として、[REDACTED]検事による本件公訴提起等に関しても、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことの違法性を否定した。

しかし、公安部による本件要件ハ捜査機関解釈の採用を巡る実態は、原審の前提とする事実とは大きく異なるものであった。

すなわち、公安部は、平成29年10月から平成30年2月にかけて、殺菌に関する省令解釈及びその証明方法について法令解釈を所管する経産省に相談をした際、同省の貿易管理課より、「法令には不備がある。省令が曖昧で解釈もはっきりしない。まずは法令の改正やAGへの提案が先だ。」、「AG参加国で乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他にない。他国との調和なく日本だけ突出した規制を行うべきではない。」、「殺菌できるというためには、芽胞形成菌で実験しないと証明にならない。」、「「フィルターで菌が1匹も漏れなければ」くらいのレベルを審査課で問われる。」など、本件要件ハ捜査機関解釈に否定的な見解を繰り返し聽取していた。

これに対し、公安部は、こうした経産省の見解を真摯に受け止めず、あたかも有識者が本件要件ハ検査機関解釈に沿った見解を有するかの如く装った聴取結果報告書を経産省に提出し、さらには、公安部長より経産省上層部へ働きかけを行うことより、経産省に見解を捻じ曲げさせ、被控訴人会社への搜索・差押えを容認するよう方針を転換させた。経産省が、平成30年8月に本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性について「添付資料の内容を前提とすれば・・・該当すると思われる」との見解を示したのは、公安部による欺罔や偽計に屈した末の搜索・差押えに向けた密約に基づくものであり、法令所管庁による有権解釈と呼べるものでなかった。

これらの事実については、経産省との打合せに複数回出席していた████警部補、及び打合せの経過を刻銘に記した検査メモ（以下「経産省検査メモ」という。）を出廷前に読んだという████警部補が、原審の証人尋問において一致した証言をしていたところであるが（証人████6頁・12～18頁、証人████15～19頁）、今般、公安部が作成した経産省検査メモの写し（甲166の1～甲166の13）、及び公訴取消しを余儀なくされた東京地検からその報告を受けた際に公安部が作成した検事相談メモの写し（甲176の9）入手したことから、これを証拠提出するとともに、原審において弾劾証拠として提出した経産省の内部メール（甲164）を事実立証の趣旨で改めて証拠提出した上で（甲167）、これらの証拠に基づき改めて詳細な主張を行う。

同様に、公安部が経産省に提出した有識者見解に関する聴取結果報告書（丙A127～丙A130）についても、████警部補から聴取を受けた████教授の陳述書が原審において提出されており（甲159・4～8頁）、████警部補もこれに沿った証言をしているところであるが（証人████6頁・12～13頁）、今般、████教授以外の有識者全員（████准教授、████教授、████客員教授）からも同様の陳述書が得られたことから、これらを新たに証拠提出した上で（甲168、甲169、甲170）、これらの証拠に基づき改めて詳細な主張を行う。

また、公安部が作成した経産省検査メモは、████検事が本件の検査に着任する以前

から検察官に提供されており、現に [ ] 檢事の前任であった [ ] 檢事（以下「[ ] 檢事」という。）は、公安部に対し、「メモを見ると、[ ] 補佐は当初は尻込みしていた。」、「経産省にも非があることは分かっている。支えられないよ、という言葉があったと思うが、なぜ経産省は意見が変わったのか。」、「該非の照会に対する回答が「該当すると思われる」とぼやかしている。」、「経産省の判断は警察の資料に基づくということであるが、経産省は大丈夫なのか。」などと指摘していた。また、当の [ ] 檢事においても、被控訴人大川原の逮捕後、公訴提起前に、公安部の捜査員から経産省が明確な殺菌解釈を有していないかったことを知らされ、「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」、「そういう整理でやってきたと思っていた。そうでないと不安になってきた。大丈夫か。私が知らないことがあるのであれば問題だ。」などと不安や不満を吐露していた。

つまり、[ ] 檢事は、被控訴人大川原らの逮捕前において公安部と経産省との打合せの経過を容易に知り得た、あるいは遅くとも第1事件の公訴提起前において経産省が明確な殺菌解釈を有していないかったことを知っていたにもかかわらず、自身で経産省に対する追加捜査を行うことや、これを公安部に命じることすら行わず、漫然と公訴提起に及んだものである。

これらの事実は、逮捕後公訴提起前の検事相談に出席していたという [ ] 警部補が、原審の証人尋問において一部証言していたところであるが（証人 [ ] 25～30頁、31～32頁）、今般、公安部が、[ ] 檢事及びその前任検事との間の検事相談の経過を刻銘に記したメモの写しを入手したことから、これを証拠提出した上で（甲176の1～8）、これらの証拠に基づき改めて詳細な主張を行う。

第二に、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能の検査の違法性に関する主張である。

原判決は、公安部が本件各噴霧乾燥器の同型機種の温度実験において「測定口」の温度を図らなかったこと、[ ] 檢事が「測定口」の温度に関する追加検査を行わなかったことにつき、いずれも検査の違法性を認めた。しかし、公安部が測定

口の温度を検証しなかったのは、単なる捜査不足ではなく、捜査幹部による意図的な黙殺によるものである。

このことは、被控訴人会社の従業員及び亡相嶋からの指摘を受け、■警部補が■警部に検証の実施を進言したのに対し、■警部が「従業員の言い訳だ、信じる必要はない。」、「（温度が）出なかったらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのか。」と恫喝したこと（証人■9頁・34頁、証人■8頁）、既に温度実験を終えていた本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5）の再検証を行わなかっただけでなく、上記指摘を受けた後に行われた本件噴霧乾燥器2の同型機（L-8-i）の温度実験の際「測定口」の温度が測定されなかったことからも明らかである。

実験で不利な結果が出ることを恐れていた捜査幹部の姿勢が端的に顕れた事実は他にもある。令和元年5月9日に行われたL 8-i の温度実験である。

公安部は、この実験で、排風機後のダクト、サイクロン下のほか、製品回収容器の底部の温度を測定していたにもかかわらず、実験の経過及び結果を記した捜査書類である「温度測定結果報告書」（丙14）には、製品回収容器の底部の温度を計測した事実自体が、記載されていない。

これについて、■警部及び■巡査部長は原審において、製品回収容器底部の温度は「参考」として測定したに過ぎないから報告書に記載しなかったなどと証言し（証人■6頁・14～15頁・22～23頁、証人■24～25頁・37頁・42～43頁）、原判決はこれらの証言の信用性について検討を加えていない。

しかし、公安部は当初、L 8-i の製品回収容器はその構造上サイクロンと一体をなすものとして、その底部の温度を測定していた（実際、「サイクロン底」と呼んでいた。）。しかし、同箇所が期待した温度に達しなかった結果を見た捜査幹部は、事態が不利に動くことを避けるため、「そもそもサイクロン底は製品保存場所であり、必ずしも殺菌が必要な場所と捉える必要はない」などの理屈を後付けし、■巡査部長をして当該箇所を測定した事実そのものを隠蔽した報告書を作成させ、経産省への該非照会用の資料として用いたのである。

これらの事実は、[ ] 警部補及び[ ] 警部補が、原審の証人尋問において証言していたところであるが（証人 [ ] 10～13頁、証人 [ ] 11～12頁）、今般、公安部が実験の経過を記した捜査メモ、及び製品回収容器の温度経過を記録したデータの写しを入手したことから、これらを証拠提出し（甲173の1・2）、さらに、原審において弾劾証拠として提出した協力企業の報告書（甲165）を事実立証の趣旨で改めて証拠提出した上で（甲174）、これら証拠に基づき改めて詳細な主張を行う。

第三に、損害額に関する主張である。

原判決は、捜査機関の捜査の違法性を認定しながら、これによる被控訴人ら及び亡相嶋の受けた精神的損害等を過小評価している。過小評価の大きな要因は、捜査の違法性の程度を基礎づける重要な事実の不認定である。上述のとおり、本件は、単なる捜査不足ではなく、公安部が、証拠捏造や不当な働きかけによって省令解釈に関する経産省の見解を捻じ曲げたこと、器械性能に関する実証実験においても不利な事実が表面化しないように不利な証拠を意図的に黙殺し続けた。そして、[ ] 檢事は、本件がこうして意図的に捏造された事件であることを少なくとも容易に知り得たにもかかわらず、あえて追加捜査を行わずに公訴提起を強行した。このような捜査の強い違法性は、被控訴人ら及び亡相嶋の受けた精神的損害等の評価に重要な影響を及ぼすものである。

また、亡相嶋に関しては、身柄拘束が続いたことで求める医療を受けることができず、保釈もされないまま、名誉の回復がなされることなく無念の死に至った。この点を中心に、亡相嶋の精神的損害について詳細な論証を追加する。

最後に、被控訴人会社の損害として、提訴後に支払われた刑事弁護費用について証拠を追加提出の上、損害額を改めて主張する。

なお、原判決において定義された語句は、ことわりがない限り本控訴理由書においても同一の意義を有するものとして用いる。

## 第2 殺菌解釈の検査における違法について

### 1 本件要件ハの解釈について（再論）

#### (1) 法令の定め

外為法1条は、同法の目的を「外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること」と規定している。また、同法48条1項は、同法の目的を達成するための一つとして、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとするときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない」と規定している。

同法同条項の委任を受け、輸出令1条1項は、規制の対象となる貨物の種類及び仕向地を同令別表において定めている。そして、同令別表第1・3の2の項(2)は、輸出規制の対象となる貨物について「次に掲げる貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と規定し、その5の2において「噴霧乾燥器」を例挙している。

上記輸出令別表の定めを受けた本件省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について、以下の全ての要件を満たす必要がある旨規定している。

- |   |   |
|---|---|
| イ | 水分蒸発量が一時間当たり0.4Kg以上400Kg以下のもの   |
| ロ | 平均粒子径10μm以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10μm以下の製品を製造することができるものの |
| ハ | 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（「本件   |

## 要件ハ」)

### (2) 本件要件ハの趣旨

本件要件ハは、規制対象品としての噴霧乾燥器には「定置した状態」で「内部の滅菌又は殺菌をすることができる」機能が備わっていることを要求している。「定置した状態」とは、「装置を分解せず組み立てた状態」を意味する（甲5）。

本件要件ハが求められる趣旨は、作業員の曝露防止にある。すなわち、噴霧乾燥器を生物兵器製造に転用する際、本件要件ハの性能を有する噴霧乾燥器であれば、作業員が内部に残留する細菌等に被曝することなく安全に製造可能となり、そのような器械は転用されるおそれが高いため、本件要件ハが輸出規制対象品の要件とされている。裏返せば、本件要件ハの性能がなく、作業員が内部に残留する細菌等に被爆する可能性のある噴霧乾燥器は、安全に生物兵器を製造できず、生物兵器製造装置としての使用に堪えないから、輸出規制対象品とならない。

具体的には、噴霧乾燥器による乾燥工程を経て粉体化された製品の大部分は回収用ポット（製品回収容器）で回収されるが、装置内部にも粉体が付着ないし堆積し、回収されずに残留する。このとき、器械を分解しなければ内部に残った細菌等を滅殺菌できないとすると、内部に残留した粉体中の病原性微生物が分解時に外気に拡散し、作業員が被曝する危険がある。それゆえ、上記のように、分解しない状態で内部を滅殺菌できる性能が必要となる。

また、細菌等の粉体を安全に製造するには、粉体製造中や器械内部を滅殺菌する過程において、内部に存在する細菌等に作業者が曝露されることなく、これを殺滅することができる構造を有していなければならない。すなわち、噴霧乾燥器には、回収用ポットの接合部や、付属のヒーターから内部に熱風を送り込む部位及び熱風を排出する排風機等、器械内部と外気が連続する箇所があるところ（原審判決別紙参照）、これらの部位に器械内部から外気への細菌等の拡散を防止する構造（曝露防止構造）が必要となる（HEPAフィルタもその一種であ

る。）。曝露防止構造がない場合、器械内から外気に飛散した細菌等に作業員が曝露されるため安全に生物兵器を製造できない。

したがって、ある噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると言えるためには、第一に、当該噴霧乾燥器がその内部に存在し得る細菌等を全て殺滅できるものでなければならない（一部を殺滅することができれば足りるものではない。）。第二に、細菌等に曝露されずに当該噴霧乾燥器の内部を滅殺菌できるものでなければならない。

なお、原審において、経産省は、裁判所の調査嘱託に対し、「本件要件ハには、曝露防止構造を有することは規定されておらず、曝露防止構造の有無は本件要件ハの該当性判断に影響しません。」としつつ、「「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件を課すことで・・・作業者の安全も考慮されるとして、当該要件が規定されたと解されます。」と回答し（甲148・3頁）、本件要件ハの意義が作業者の安全確保にあることを自認している。

### (3) 滅菌・殺菌の定義

外為法及び関係法令は、「滅菌」及び「殺菌」について明確な定義規定を置いていない。

このうち「滅菌」は、厚生労働大臣の定める日本薬局方において「被滅菌物中の全ての微生物を殺滅又は除去すること」と定義されている。日本薬局方は、滅菌の方法として「加熱法」「照射法」「ガス法」「ろ過法」を定めており、「乾熱」による滅菌法も「加熱法」の一種として定められている。

一方、「殺菌」については、日本薬局方の「微生物殺滅法」において、その概念すら定められていない（甲7）。また、講学上も、微生物殺滅法は「滅菌」と「消毒」に分類されており、「殺菌法」なる微生物殺滅法は存在しない（甲8）。

なお、日本薬局方は消毒法についても定めており、化学薬剤を用いる「化学的消毒法」と化学薬剤を用いない「物理的消毒法」に大別したうえで、物理的手法として「流通蒸気法」「煮沸法」「間けつ法」「紫外線法」を挙げている。日本

薬局方には「乾熱」を利用した消毒法の定めはなく、また、講学上も乾熱を利用した消毒法は存在しない。

#### (4) AG合意

外為法による輸出管理規制は、国際輸出管理レジームによる合意に基づき、これを国内法化したものである。このうち、噴霧乾燥器への輸出規制は、オーストラリアグループ（以下「AG」という。）の国際合意に基づき行われている。そうすると、噴霧乾燥器についての各規制要件の解釈にあたっては、原則としてAGの合意内容に従うのが相当である。

本件要件ハは、クロスフローろ過装置の規制要件（本件省令2条の2第2項4号口（一）「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）に倣ったものであるところ、AGにおいては、クロスフローろ過装置に関する「滅菌」・「殺菌」の定義として、以下のとおり本件AG定義が置かれている（甲3。ただし、本件AG定義は2022年に改定されている。）。

In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect. 'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial infectivity or viability.

本件AG定義は以下のとおり和訳される（なお、「disinfection」は「消毒」と訳するのが正確であるが、以下では貨物等省令の文言に従い「殺菌」と訳した。）。

この規制において、「滅菌される」とは、物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去することを意味する。「殺菌される」とは、殺菌効果のある化学物質を通じて機器内の

潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。「殺菌」及び「滅菌」は「洗浄」と区別される、後者は全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを要せず、装置内の微生物を低減するように設計された洗浄手順をいう。

本件AG定義によれば、「滅菌」とは、「物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去すること」をいう。一方、「殺菌」とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること」、すなわち微生物学上の「化学的方法による消毒法」をいう。そして、「滅菌」と「殺菌」はいずれも、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成すること」という点において「装置内の微生物を低減する」にすぎない「洗浄」とは区別される。

#### (5) 本件要件ハをAG合意に依拠して解釈すべきであること

ア AG合意は直ちに内国法としての法的拘束力を生じるものではなく、輸出規制立法の在り方はAG参加各の政府に裁量が与えられている。我が国において、輸出規制を定めているのは外為法、同法の委任を受けた輸出令及び同令の委任を受けた本件省令等であり、これらの法令を所管し、その解釈権限を有しているのは経産省である。

イ もっとも、このことは、経産省が本件要件ハについて自由な解釈を行うことを許容するものではない。

前述のとおり、外為法は、自由な対外取引を「基本」としつつ、対外取引に対して「必要最小限の管理又は調整を行う」ことによって「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期」することを目的としている。かかる目的に鑑みれば、政府が輸出規制に関する国際的合意を内国法に取り入れるにあたり、特にその中核となる規制対象製品の規制要件については、内国法に取り入れるにあたり要件を変更すべき我が国固有の事情がない限り、国際合意の内容をそのまま反映させることが適當かつ適切である。

国際合意より緩やかな要件を内国法として定めた場合、いわゆるループホー

ル（抜け穴）として、安全保障貿易管理の実効性に悖ることとなる。一方で、国際合意より厳格な要件を内国法として定めた場合、他国において汎用品として自由に輸出されているものを我が国のみが過剰に制限することとなり、内国産業の国際的競争力を減退させることとなる。すなわち、過少規制は国際社会の安全・平和の維持という外為法の目的に反する一方で、理由のない過剰規制は外為法の基本理念である自由貿易の原則に反する。

ウ したがって、本件要件ハにおける「滅菌又は殺菌をすることができるもの」も、本件AG定義の解釈と同様に解釈されるものと考えるべきである。

#### (6) 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となること

既に述べたように、作業者が内部に残留する細菌等に被曝するような噴霧乾燥器は、安全に生物兵器を製造できるものとはいはず、生物兵器製造装置としての使用に堪え得るものではない。すなわち、ある噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するといえるためには、製造された粉体のうち、製品として回収されない全ての粉体に含まれる細菌等に曝露されることなくこれを殺滅することができる機能・構造（曝露防止機能）を備えていることが当然に要求される。

したがって、曝露防止機能を備えない噴霧乾燥器は、「定置した状態で内部を滅菌又は殺菌することができる」といはず、本件要件ハに該当しない（さらにいえば、輸出貿易管理令の定める「軍用細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置」としての噴霧乾燥器にそもそも該当しない。）。

## 2 公安部の法令解釈に関する原審の判断が不当であること

### (1) 総論

ア 公安部は、本件の捜査を進めるにあたり、本件省令に定められた本件要件ハの解釈として、本件要件ハ捜査機関解釈を採用した。本件要件ハ捜査機関解釈とは、大要、以下の3点を内容とするものである。

- ① 「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、物理的手法（例え

ば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により、「当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な伝染能力を破壊することができるもの」であり、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何等かの細菌を死滅させることができれば本件要件ハに該当する。

- ② 殺滅を要する菌に関しては、乾熱によって、本件省令2条の2第1項2号に列挙される細菌のうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当する。
- ③ 本件要件ハに関しては、曝露防止構造は要しない。

イ 原審は、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことについて、大要、以下の2点を挙げ、上記採用の判断に合理的な根拠が客観的に欠如しているとはいえないことを理由として、国賠法上の違法性を否定した（原判決62頁～64頁）。

- A) 公安部が、経産省と複数回相談のうえ、本件要件ハ検査機関解釈の採用を決めたこと、及び、これを前提として、本件各噴霧乾燥器の規制対象物件該当性を照会し、同課から該当する旨の回答を得て検査を進めたこと（原判決62頁～63頁）
- B) 本件要件ハ検査機関解釈は、経産省によるクロスフロー過器に係る本件通達を前提としており、本件通達の文言に照らして文理上不合理・不自然とはいえないこと（原判決63頁）

また、上述Bに関連して、原審は「通達は、刑事事件において直ちに本件要件ハ該当性の解釈基準にならないとしても、それは一応の通用力を有すると考えられることから、公安部が通達の示す解釈を前提に本件要件ハ検査機関解釈を採用したことに合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるとまではいえない。」として、公安部が本件通達に依拠して本件要件ハ検査機関解釈を採用したことの国賠法上の違法性を否定した（原判決64頁～65頁）。

以上の原審の判断は、本件省令を所管しその解釈権限を有する経産省が、本件通達を前提とした本件要件ハ検査機関解釈を受け入れたことに合理的な根拠が客観的に欠如していると窺わせる事情を、公安部が把握していなかったことを前提としていると解される。

すなわち、通常、経産省は規制当局として、規制の必要性の根拠となる社会的事実等を基に、本件省令等を合理的に解釈・運用しているはずだから、その経産省が、本件通達を前提とし、文理上も本件通達の文言からみて不合理ではない本件要件ハ検査機関解釈を受け入れたことにつき、客観的に合理的な根拠がないことを窺わせる事情がないのであれば、当該経産省の受け入れ判断を基にした公安部の判断にも客観的に合理的な根拠が欠如しているとはいえない、という思考過程である。

ウ しかし、本件要件ハ検査機関解釈を巡る実態は、原審が採用した上記の前提と大きく異なっていた。

公安部は、経産省との間で、平成29年10月6日から平成30年2月27日にかけて、少なくとも13回、本件要件ハの解釈やその証明方法について打合せや聴取を行っている（甲158、証人 [REDACTED] 5頁、甲166の1～甲166の13：経産省検査メモ）。

これら打合せの内容を反映して作成された一連の経産省検査メモには、

- A) 経産省が本件要件ハについて、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈どころか、そもそも本件通達の文言以上の確たる解釈を有していなかったこと。
- B) 経産省が、本件要件ハ検査機関解釈の合理性や、これを前提とした本件各噴霧乾燥器の規制対象品該当性の判断について、否定的な見解を表明したこと。
- C) 経産省は、「公安部が検査・差押えを実施するため」ひいては「公安部に本件各噴霧乾燥器の輸出とは別件で立件させるため」という、合理的な省令解釈とは別の（また、刑事手続的にみても到底許容し難い）観点から、

本件要件ハ検査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れ、公安部による照会に対して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに「該当すると思われる」との回答を行っていたこと。

を示す経緯が、刻銘に記録されている。

すなわち、上記A～Cが示すように、経産省は、本件要件ハ検査機関解釈の合理性が後の公判で否定される可能性が高いことを認識しつつ、「公安部が被控訴人会社に対して（別件輸出の立件を企図した）検索・差押えを行う」という限定的な目的を実現するために、公安部とのいわば密約に基づいて本件要件ハ検査機関解釈を容認していたのであり、本件要件ハ検査機関解釈の合理性を規制当局として相応の根拠を持って認めたものではなかった。  
そして、経産省との打合せを通じて、公安部はそのことを認識していた（下記3）。なお、この経緯は、公安部から情報共有を受けた検察においても、公安部が殺菌解釈に関する経産省の見解を捻じ曲げたと評価されるリスクがある、つまり、公安部の判断に客観的に合理的な根拠が欠如していると評価される危険性を認識させるものであった。

さらに、公安部は、本件要件ハ検査機関解釈の受入れに難色を示す経産省に対して、自己の解釈を受け入れさせる根拠を提供するため、実際には聴取されていない内容を含む有識者の聴取結果報告書を作成し、経産省に、本件要件ハ検査機関解釈が有識者の見解に沿うと誤解させていた（下記4）。

以上のように、公安部は、経産省が本件通達を前提とした本件要件ハ検査機関解釈を受け入れたことにつき、客観的に合理的な根拠が欠如していることを窺わせる事情（上記下線部）を知悉していた。ゆえに、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことにつき、客観的に合理的な根拠が欠如しているとはいえないことを理由として国賠法上の違法性を否定した原審の判断は誤りである。

以下、詳述する。

## (2) 事実関係（経産省による検索・差押えの容認に至るまでの経産省と公安部の

打合せの経緯)

ア 平成29年10月6日打合せ（甲166の1）

公安部は、平成29年10月6日、経産省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）に対して、本件噴霧乾燥器1の規制対象製品該当性について相談を行った。

貿易管理課は、本件省令及び本件通達の解釈等について、以下のとおり述べた。

- ・ 当省が滅菌又は殺菌について判断基準にするのは解釈の物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。  
当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処置のみができるものは含まない。  
という規定のみで、この解釈についても、文章以上の解釈をしていないのが現状である。
  - ・ 防衛省等の有識者や噴霧乾燥器ユーザ（特に菌や生物の製造者）から、  
該当器で細菌（特に炭疽菌、ボツリヌス菌等兵器級のもの）は製造可能か否か  
噴霧乾燥器の滅菌又は殺菌の方法（実際の方法や他の方法で可能か否か）  
を数多く聴取してほしい。
- （甲166の1より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。）

なお、この打合せの際に、貿易管理課が言及した炭疽菌及びボツリヌス菌は、いずれも芽胞形成菌の一種である。

イ 平成29年10月13日打合せ（甲166の2）

貿易管理課は、平成29年10月13日、公安部からの相談において、以下のとおり述べた。

- ・ 今回の案件は、大川原社がしっかりととした該非判定書（イ及び口を該当、ハを非該当と判定している）を作成しており、マスキングや法令の不知のケースのように、審査課は簡単には「該当と思われる」とは判断しないと思う。
- ・ 大川原は何らかの理由をもってハを非該当としていると思われ、それを第三者が該当と判断するためには、誰もが納得する方法で、該当器が滅菌または殺菌できることを証明する以外にない。
- ・ 審査課を説得する材料として、
  - ① 実証実験をしてほしい（器械のどの部分を滅菌または殺菌できれば良いかの解釈は、AGの経緯等により経産省が判断する）
  - ② 大川原が該当器を非該当としている理由を調べてほしい
  - ③ GEA社の ASEPTICSD は該当器と思われるが、GEA社に対して省令ハの判断理由を聴取してほしい。

（甲166の2より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。）

ウ 平成29年10月27日打合せ（甲166の3）

貿易管理課の上席安全保障貿易検査官 [ ] （以下「[ ]」という。）は、平成29年10月27日、公安部からの相談において、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性等について、以下のとおり述べた。

- ・ 現在、警察チームとしてもやれる限りのことをやっているが、正直言って管理課の感触はあまり良くない。このままでは審査課を説得できないかもしれない。
- ・ 管理課の解釈（あくまで法規班補佐の個人的見解）では、今のところ

「内部とは器械全部を指す」としており、そうなると噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある。

- ・当時のAGの会議資料には、ハの趣旨として「製造前後のばく露防止」という記述があり、防衛省の見解を聞いて、確かに生物兵器を製造した後のばく露防止は、AGの趣旨から言っても必要ないというのを理解できるが、当時は、そこまで議論されずに省令を決めてしまったよう、その後も、噴霧乾燥器での生物兵器製造に滅菌・殺菌は必要かという議論は一切なされていない。
- ・この省令には多くの欠陥があり、その省令を元に大川原社が違反だと強く言いにくいという思いが管理課にはあるようだ。
- ・本当に情けない話だが、この省令には欠陥があるとしか言いようがないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかとも考えている。

(甲166の3より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。なお、「警察チーム」は公安部ではなく貿易管理課側の出席者を指す  
(甲166の4)。)

## エ 平成29年11月2日打合せ(甲166の4)

■は、平成29年11月2日、公安部からの相談において、「殺菌」の解釈につき以下のとおり述べた。

- ・当省が該当と判断したことを、大川原社が何らかの理論を持って該当ではないと反論した場合でも、当省が「警察の捜査結果を見る限り非該当とは言えない」と自信を持って言えるような結果を示して欲しい。
- ・「滅菌又は殺菌することができるもの」の解釈については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置か

ら全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。」と除外規定の「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理ができるものは含まない。」だけしかない。

- 殺菌することができるものとは「潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもので、微生物の量を低減するための洗浄能力のみしかできないものは除く」と定義されているのみで、殺菌方法、殺菌すべき場所、具体的な微生物名も明記されていない。あえてあいまいにすることで、輸出者に安全サイドに立って判断して欲しいということだと思う。
- 経産省はあくまでこの解釈に基づいて該非を判断するが、解釈については全て有識者（調査員、研究者、メーカー、ユーザー）に確認することになる。
- 噴霧乾燥器の有識者（メーカー、ユーザー）から、殺菌方法、殺菌すべき場所、殺菌の判定方法について聴取した上で、客観的に見て、一般的と言える実験方法や判定方法を決定して欲しい。管理課の現在までの見解は、AGの記録にある「製造前後のばく露防止」に沿って、「装置全体を殺菌可能かどうか」と解釈していることも念頭においてほしい。
- 殺菌の定義や殺菌方法というものがはっきりしないが、最も参考とすべきは「日本薬局方」であるという内容を、有識者（研究者、公的機関）から聴取して欲しい。

（甲166の4より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。）

オ 平成29年11月7日打合せ（甲166の5）

公安部は、平成29年11月7日、貿易管理課に対して相談を行い、この時、貿易管理課からは、それまでの打合せに出席していた■に加え、課

長補佐の [ ] (以下「[ ]」という。) も出席した(他方、公安部からは [ ] 警視も出席した。)。

その際、貿易管理課は、公安部に対して、本件省令及び本件通達の解釈、経産省が公安部の照会を受けた場合の回答内容について、以下のとおり述べた。

- ・ 噴霧乾燥器を規制対象に追加した際、C I S T E C 刊行の輸出品目ガイドナンス 2013 年 12 月第 6 版に大川原化工機株会社[ママ]製の噴霧乾燥器の写真を掲載したが、大川原社が「当社製の噴霧乾燥器は非該当品なので写真を掲載しないで欲しい」と苦情を申し立てた。
- ・ 大川原社製の噴霧乾燥器の該非については、過去に大川原社、経産省、C I S T E C と三者で議論をしたが、明確な判断ができないままにしてしまったことから、この時も大川原社の主張を受け入れて、2017 年 3 月第 9 版で、他社の噴霧乾燥器の写真に差し替えてしまった。
- ・ 本件が起訴されて公判になった場合、大川原社から「経産省も C I S T E C も何も言わなかったもので、非該当で良いと思っていた。」と抗弁される恐れがある。故意性を立証するのに障害となる可能性があり、経産省として支えることができないと考えている。
- ・ 省令の規定があいまいで、解釈もはっきり決めていない。そのような省令で違反者を罰して良いのかという不安もあり、まずは省令の改正や A G への提案が先ではないかと思っている。
- ・ 警察がまずはガサに入りたいというなら、裁判官が令状を出すのに足りる表現をしたいと思う。例えば、  
該当すると言える蓋然性がある  
非該当とは言えない・・・  
ぐらいで、過去の経緯もあり、明確に該当するとは回答できな

い。

- ・ 実証実験については、本音を言うと判断できない。科搜研のようなものも経産省には無いし、他では公言できないが、恥ずかしながら法律を作つておきながら、それを判定する手段も能力も持っていない。

(甲166の5より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

力 平成29年12月1日打合せ(甲166の6)

貿易管理課は、平成29年12月1日、公安部からの相談に対して、本件要件ハの該非の判定等について、以下のとおり述べた。

- ・ 噴霧乾燥器の該非判定について、管理課内でも意見が真っ二つに割れている。 実験によって殺菌を証明する等、滅菌又は殺菌ができないと言えない器械なら該当と回答して良いのではないかという意見と、
  - ・ 元がレジームであり日本だけ突出するわけにはいかない。他国との並びを見る必要がある。 (乾熱殺菌で該当としている国はない。米、英はCIP付、デンマークは蒸気滅菌機能付きを該当としている。)
  - ・ AGでも「滅菌機能付きを該当とするべき」と「することができるで判断すべき」という意見で割れている。
  - ・ 噴霧乾燥器は洗浄しないと滅菌又は殺菌ができないのではないか。 (METIがユーザー、メーカーに聴取の結果も警察の書類でも、ユーザーもメーカーもまずは洗浄をしている。)
  - ・ 警察が聴取している乾熱殺菌可能という話は、すべて理論上の話であり、実際にやっているユーザーはいない。
- 等の理由で、該当とは言えないとの意見に割れており、完全に平行線になっている。
- ・ 大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途

等、生物兵器の懸念ではないことから、許可する可能性はあり、警察ほどの懸念をMETIは感じていない。

- 最後は、METIの決めの問題だが、本件省令には不備があり、今後、省令改正の提案、解釈の変更、AGへの提案等をしていく必要も感じている。

(甲166の6より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

なお、[ ]は、同日の打合せにおいて「警察班として、警察の対応に不信感を持っている。警察の報告書と調査員、メーカー等からの聴取結果を比較して、警察が都合の良い事実のみをMETI（※被控訴人代理人注：経済産業省の略記）に伝えているのではないかと感じることが多々あった。」と公安部に対し不満を述べていた。

#### キ 平成29年12月5日打合せ（甲166の7）

貿易管理課の[ ]（以下「[ ]」という。）は、平成29年12月5日、公安部に対して、殺菌実験について、課長、課長補佐、安全検査室長が話し合った上で貿易管理課の回答として、乾熱実験による本件要件ハの証明について、以下のとおり述べた。

- 乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定めた[ママ]方法で行うべきで、指標菌は Bacillus atropaeus[ママ]じゃないと何の証明にもならない。
- ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、METIとして勝てないことから、該当と判断することができない。
- 殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。

- 省令ハの趣旨からすると、RL-5のようなオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきではないか。排風口から漏れないという実験も必要だと考える。

(甲166の7より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

なお、電話録取メモにおける *Bacillus atropaeus* は「*Bacillus atrophaeus* (枯草菌)」の誤字である。枯草菌は、芽胞形成菌の一種である。

ク 平成29年12月8日打合せ(甲166の8)

公安部は、平成29年12月8日、貿易管理課との打合せにおいて、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性について、有識者の判断も添えて証明するので、その結果を見て該非の判断をしてほしい旨を伝えた。

■は、公安部からの要望に対し、以下のとおり述べた。

- 警察から提出を受けた ■先生のメモや文献にある通り、滅菌または殺菌の方法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないで、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にもならないのではないか。
- 経産省側で確認した結果、警察が行おうとしている実験方法は決して一般的な方法とは言えず、あくまで、警察が考えた「ペスト菌が殺滅可能か否か」という実験に過ぎない。
- もし、裁判で該非が論点になり、大川原社が日本薬局方の乾熱滅菌法による実験をして、芽胞菌は滅菌も殺菌もできないという結果を持って反論してきたら、ペスト菌の実験では勝てないと考えている。実験の方法に根拠がほしい。
- 警察の言う外事性(懸念性)については十分理解した。できることなら協力したいと思っているが、経産省のキャッチャールに対する懸念性とは感覚のズレがあり、審査課や管理課を説得することはできなか

つた。

- 最終的に経産省として「CIP付を該当とする」という判断を出すこともあり得る。そうなると本当に申し訳ないが、可能性がゼロではないことも理解して欲しい。

(甲166の8より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

なお、「[ ]先生のメモ」とあるのは、[ ]教授からの同年11月30日付け聴取メモ(乙8の36)を指していると解される。

ケ 平成30年1月16日打合せ(甲166の9)

[ ]は、平成30年1月16日、公安部からの相談において、以下のとおり述べた。

- 審査課は、「外国と足並みを揃えた規制となること、日本だけ突出して厳しい規制とはならない判断基準」を模索している。
- 現在はデンマーク、米、英、スイス、独のうちか国における法規制を確認すべく、各国へ質問を投げかける準備を行っている。
- 管理課は、「滅菌殺菌定義のうち、公知の方法が薬局方の「滅菌法」だけなので、そこに記載のある Bacillus atropaeus [ママ] 以外では回答できないとの立場のままである。
- 「どんな菌でも、例えば放置しておけば死滅する菌もあるのだから、何らかの指針がない状況では判断できない」との話もある。
- (有識者による「殺菌」の定義と検査結果の提示した場合に想定される反応について) 管理課長は、殺菌への理解を示してくれる可能性がある。警察に協力したいとの姿勢も変わらない。[ ]補佐 [ママ](管理課補佐・貿易管理課兼任)も、元々警察にかなり協力的であったが、薬局方に基づく試験結果を警察側が提示するものと考えて(誤解)いたため、そうでないと分かり根拠が揺らぎ、非該当側に傾いて

いる。なので有識者の意見等を示した場合、内容をよく確認してくれることは間違いないだろうし、結果、警察側の殺菌証明の方法をもつて、該当側に傾く可能性はあるかもしれない。

- ・ 課員レベルでは、「放置すれば死滅する菌もあるのだから芽胞菌」、「そもそもクローズでないとだめだ」といった話が未だ出ており、印象は良くない。
- ・ (HEPAフィルタにつき)「フィルターで菌が1匹も漏れなければ」くらいのレベルを審査課で問われる。
- ・ 規制該当器の輸出は、確かに米国から数件あった程度(GEAの該当品輸出については首をかしげる)。
- ・ 対象器と同性能のものが該当として輸出された事例は日本の「[ ]」のみ。審査課の判定次第では、[ ]に対して「それは非該当」と指導をする可能性もある。

(甲166の9より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

貿易管理課は、前回の打合せ(平成29年12月8日)から今回の打合せまでの間に、省内の別部署である安全保障貿易審査課(以下「貿易審査課」という。)との間で、アメリカ、イギリス、ドイツ、スイス及びスウェーデンに対する各国の噴霧乾燥器規制の運用(とりわけ「滅菌・殺菌」を巡る各国の規制状況)を問い合わせる準備を行っていた(甲167)。[ ]は、貿易審査課に対するメールにおいて、「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。殺菌の定義がない場合は、やはり滅菌かと考えつつ、警視庁も殺菌方法等更に大学の先生などに聞いているところです。」と経産省内に明確な解釈基準がないことを吐露していた。

なお、甲166の9における「[ ]補佐」は、「[ ]補佐」の誤字であると考えられる。

コ 平成30年1月26日打合せ（甲166の10）

貿易管理課は、平成30年1月26日、公安部からの相談において、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性等について、以下のとおり述べた。

- ・ 受領した資料に目を通した上で、再度審査課、管理課と相談するが、（これまでの内容からでは）該当と判断することは極めて難しい。
- ・ 滅菌は認めるが殺菌の範囲が定まっていないため、滅菌以外で該当と言ふことは厳しい。有識者の意見については分かった。受領した書類に目を通して検討するが、考えが変わる可能性は低い。
- ・ AGで「想定されて作られた器械」「結果としてできる器械」のいずれを対象としているかが分からぬ。現状（他国の輸出状況や国内の聴取結果を見る限り）では、「結果として滅殺菌ができる器械」を対象としているのではなく、「滅殺菌できるようにデザインされた器械」を対象としているものと考えている。なので、
  - ・ (洗浄ノズルへの付け替えを要しない) CIP機能付き
  - ・ 蒸気滅菌機能付き
  - といった「滅菌、殺菌の機能をあえて付加したもの、メーカーがその機能を保証するもの」のみを対象として該当と判断する。乾熱のように「(粉体を作る機能であるが) 結果として菌が死滅する」というのは含まない。
- ・ (根底にある考えとしては) 他国とのバランスが大切。日本でのみ乾熱殺菌器を輸出規制対象とすることはおかしく、また意味が無いことである。
- ・ 当初、調査員から聞いた範囲では「該当品」の可能性が高いと判断したが、その後器械の知識を蓄えるにつれ、審査・管理課内でも非該当と判断するのが妥当との流れになっている。
- ・ オープン型クローズ型での漏れ防止、内部はどこまで指すか、温度の

デットポイント等々色々細かな疑問はあるものの、審査課として、規制該当と判断しない大きな理由は、

滅菌殺菌する仕様として作られた器械ではない

という点が大きい。いわゆる「設計思想」的なものであり、滅殺菌できることをメーカーとして保証している器械については該当と判断するが、今回の器械はそうではないため該当と判断しない。照会を受ければ「非該当」と回答する可能性も十分ある。

- ・ 日本において外為法で規制する噴霧乾燥器は、

・ C I P 機能付き（曝露の危険のないもの、ボタン一つで洗浄するなど）

・ 蒸気滅菌機能を付すなど別の滅菌装置を付けた器械

を対象とすべきとの意見が審査課において強い。

- ・ 「できる」を「capable：（結果として）可能」と捉えるか、「Designed：できるように作られた」と捉えるかは、規制対象品ごとに異なり、その都度 A G 等で話し合われて決められているのだが、噴霧乾燥器については話し合われておらず、審査課としては Designed として捉えるべきと考えている。
- ・ 滅菌及び殺菌の定義については、

殺菌の定義がない以上は殺菌をもって該当すると判断することはできない

としか言いようがない。

- ・ クロスフロー過装置と噴霧乾燥器は装置自体が異なることから、クロスフロー過装置で滅菌または殺菌として捉えられている手法が、噴霧乾燥器にも当然に該当するというわけではない。
- ・ クロスフローでは熱湯消毒のような物理的殺菌が認められているからと言って、「乾熱殺菌」を滅菌又は殺菌における「殺菌の定義」に置き

換える考え方は正しいとは言えない。そう捉えられるかどうかは議論されていないので回答できない（揉まれていない）。

- ・ これまでの経緯のみで該非判定を求められる（回答を急ぐ）のであれば、「該当」と判断することはない。「不明」というよりは「非該当」と回答する可能性の方が高い
- ・ ただ非該当と回答するだけでは納得してもらえないと思うので、回答の際には理由も付して回答する。解答書類を渡すときに口頭説明する等となるだろう。「設計意図」であったり「CIP・蒸気滅菌等の機能付きのものだけを対象としている」等と理由を付すことが予想されるが、現時点ではそこまで厳密に決めているわけではない。
- ・ 各国の基準を確認し、バランスの取れる回答をしたいというのが本音。つまり、たとえ「生物兵器が製造できて、作った菌を殺せる器械」であっても、日本だけが輸出を規制しても意味がない。AGに参加している他国が同じ性能の器械を輸出できるのであれば、本末転倒。

(甲166の10より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### サ 平成30年2月2日打合せ(甲166の11)

貿易管理課は、平成30年2月2日、公安部からの相談において、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性について、以下のとおり回答した。

- ・ 「殺菌」は曖昧で定義がない。有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるかわからないものを一括りに「殺菌できた」と言えるのか。
- ・ 当省では現段階では、警察が「滅菌、殺菌」できるということを満たしていないと判断している。「殺菌」が曖昧なので、「滅菌」を証明す

べきであるが、警察は「滅菌」の実験をしていない。

- ・ 「capable：（結果として）可能」と捉えるか、「Designed：できるように作られた」と捉えるかについては、「Designed」の方がM E T I 内での意見が多い。
- ・ 大量破壊兵器の開発等に用いることができる「おそれ貨物」であっても規制リストに該当しないことから、転用できる物イコール該当とは限らない。
- ・ 「殺菌」の定義がはっきりしていない状況下で、それを他の組織が「該当」と決めつけて強制捜査をするのはいかがなものか、という人もいる。
- ・ 以前、■■■管理官が出席した打合せでは、■■■補佐の個人的な意見として、「ガサまでは協力する可能性がある」として「該当する可能性を否定できない」等の回答が出せるかもしれないという玉虫色の回答をしたが、決定事項ではないと伝えている。
- ・ また、警察が強制捜査を行った後に、当省が明確な理由を持って「非該当」の回答を出したらどうなるのか、お互いの関係を壊すのではないかという不安がある。該非の回答は、通常は「該当する」「該当すると思われる」「該当する可能性は否定できない」「非該当」等であるが、「該当する可能性は否定できない」というレベルの回答を出したとして、令状は下りるのかと ■■■補佐が気についていた。

(甲166の11より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### シ 平成30年2月8日打合せ(甲166の12)

貿易管理課は、平成30年2月8日、公安部からの相談に対して、課長補佐の■■■を出席させたうえで(公安部からも、平成29年11月7日の打合せと同様、■■■警視が出席した。)、以下のとおり述べた。

- ・ デンマークでは、大川原社と似たような器械を非該当としているとの回答を受けている。
- ・ ただ、今回の器械が法令に照らして、該当の可能性があるのか、ないのかといえば、あるといえるだろう。
- ・ 当省の通常業務からすると、当事者から認識を確認した上、周辺業務を調査し、他国の運用状況を確認した上で、結論を出したいところ。
- ・ ただ、ガサをやること自体は悪いことではないと考えている。ガサでいろんな情報を入手してきてもらいたい。特に、相手企業がチャレンジしてくるのかどうか、してくるとしたらどのようにくるのか事前に知っておきたい。
- ・ 私（補佐）も警察にいたから分かるが、警察はガサに入った以上、何か結末をつけないと厳しいのでは。警察が「ガサに入ったのだから、クロにしてくれ。できる規定だから、該当でしょ。」となるのは勘弁してもらいたい。
- ・ 捜査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが  
限りなくグレーだけど、該当とは言い切れない  
とハシゴを外すような形になる可能性もあり得る。後で警察に対し面子をつぶして迷惑をかけてしまうのではと懸念している。
- ・ その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入ったからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。
- ・ 本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく（別件捜査と表だっていえないが、）できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。

- ・ 当省が該当と判断した後になって、大川原社が運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしいと外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまい、勝てない。
  - ・ 省内には、本当に生物兵器が作れるのかと疑問に持ち、過剰規制なのではないかと意見する者もいる。
  - ・ 警察のガサに期待している面もある。違法性の認識を出してもらえたなら有難い。別件で、本丸を見つけるのもいいし、キャッチオールでもいい。
  - ・ 公安部長が盛り上がっているというのは耳に入っている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。
  - ・これまでのケースでは99パーセント該当、残りの1パーセントが非該当というレベルだったので「該当と思われる」という回答だったが、今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もあり得るので、「該当と思われる。」という文言は厳しく、該当の可能性を否定できない  
といいうのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある。
  - ・ どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。  
顛末を報告しないといけないので。
  - ・ この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベル  
でも決められないので、部長と相談する。ただ部長は私（補佐）  
以上に右翼的なので、大丈夫かなと。
  - ・ ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う。
- (甲166の12より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人によ

るもの。)

ス 平成30年2月27日打合せ（甲166の13）

〔 〕は、平成30年2月27日、公安部からの聴取に対し、以下のとおり述べた。

- ・ METIでは現時点の法令の解釈として  
滅菌・殺菌が結果的にでもできれば該当品（デザイン理論ではない）  
ペスト等の危険性の高い菌が死滅すれば殺菌という有識者の見解を支持する  
との点については、既に上層部で決めたことなので覆ることはない。
- ・ 他国からの情報次第で、将来的に該当品を「デザインされたもの」等のみ絞ることも想定されている。そうなると、本件違反を「重大な違反」とまでは言えく[ママ]なるかもしれない。無論、法令解釈の変更はすぐに行えるものではない。

（甲166の13より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人によるもの。）

3 経産省は本件要件ハ検査機関解釈の正当性を規制当局として相応の根拠を持って認めたものではなかったこと、及びそのことを公安部が認識していたこと

(1) 経産省が本件要件ハについて、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈どころか、そもそも本件通達の文言以上の確たる解釈を有していなかったこと

貿易管理課は、平成29年10月6日、公安部との最初の面談の際、本件要件ハの解釈について、本件通達の「規定のみ」があり、その「文章以上の解釈をしていないのが現状である」と述べ、経産省内部には噴霧乾燥器に係る本件要件ハの解釈基準が本件通達以上に存在しなかったことを説明していた（甲166の1）。

貿易管理課の同旨の説明は、その後に続いた打合せでも繰り返された。すなわ

ち、貿易管理課は、公安部に対し、

- ・平成29年10月27日の打合せでは、「この省令には多くの欠陥があり、その省令を元に大川原社が違反だと強く言いにくいという思いが管理課にはある」、「この省令には欠陥があるとしか言いようがないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかとも考えている」と述べ（甲166の3）、
- ・平成29年11月2日の打合せでは、本件要件ハの解釈について、本件通達「だけしかな」く、「殺菌方法、殺菌すべき場所、具体的な微生物名も明記されていない。あえて曖昧にすることで、輸出者に安全サイドに立って判断して欲しいということだと思う。」、「殺菌の定義や殺菌方法というものがはっきりしないが、最も参考とすべきは「日本薬局方」であるという内容を、有識者（研究者、公的機関）から聴取して欲しい」と述べ（甲166の4）、
- ・平成29年11月7日の打合せでは、「省令の規定があいまいで、解釈もはっきり決めていない。そのような省令で違反者を罰して良いのかという不安もあり、まずは省令の改正やAGへの提案が先ではないかと思っている。」と述べ（甲166の5）、
- ・平成29年12月1日の打合せでは、「本件省令には不備があり、今後、省令改正の提案、解釈の変更、AGへの提案等をしていく必要を感じている。」と述べている（甲166の6）。

このように、貿易管理課は、公安部に対し、経産省が本件要件ハの解釈につき本件通達以上のものを文字どおり何も定めていなかったこと、そのために省令が規定する要件の意味が不明確という「欠陥」「不備」があり、省令改正等を経なければ噴霧乾燥器の輸出を規制することや、規制違反を立件することはできないと認識していることを繰り返し伝えていた。

実際、貿易管理課は、平成29年12月8日の公安部との打合せ以降、米国、イス、ドイツ等の主要なAG参加諸外国に対して、諸外国がどのような噴霧乾燥器

を規制該当品として扱っているか、諸外国における本件要件ハに対応する要件の該非判断の基準、乾熱滅菌が可能な機材や乾熱による殺菌が可能な機材を規制該当品として扱っているか等につき、照会を試みていた（甲167、甲166の9）。これは、経産省（貿易管理課）が、公安部からの相談を受けたものの、経産省は本件要件ハの解釈につき本件通達以上のものを全く有していないかったため、AG参加諸外国の運用状況を確認し、国内の本件要件ハの解釈の参考としようとしていたからと考えられる。

そして、■は、AG参加諸外国への照会内容を検討するため、平成29年12月14日、経産省内において貿易審査課の課長及び係長らに宛てて、貿易管理課の課長、課長補佐らも送信先に加えたメールを送付した（宛先及び送信先の職員の役職につき証人■21頁ご参照）。■はそのメールの中で、「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。」（甲167）と述べており、宛先となった貿易審査課も送信先に加えられた貿易管理課も、■の上記の認識には何ら異論を唱えていない。

付言すれば、貿易管理課が公安部に上記の趣旨の指摘を行っていたのは、都合13回行われた両者の打合せのうち、メモに残っているだけでも6回目（平成29年12月1日）まで見られ、また、経産省内で上記のメールが交わされていたのは9回目（平成29年12月8日）から10回目（平成30年1月16日）の間にかけてである。つまり、貿易管理課が公安部との打合せを開始した平成29年1月初旬以降、約2か月にわたり、かつ、その打合せの後半に入っても、貿易管理課は「殺菌」につき明確な解釈がなく、そのために経産省内の他部署を交えてAG参加諸外国への照会を検討していた。これは、経産省検査メモや内部メールにみられる経産省の認識が、公安部打合せへの対応にあたった■、■や■らの初期的又は属人的な知識不足に起因するものではなかったことを示している。

このように、経産省では、本件要件ハの解釈について、本件要件ハ検査機関解釈と同旨の解釈どころか、そもそも本件通達の文言以上の確たる解釈を全く有してい

なかつた。

(2) 経産省が、本件要件ハ検査機関解釈の合理性や、これを前提とした本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断について、否定的な見解を表明していたこと

貿易管理課は公安部との打合せと並行して、貿易管理課内だけでなく貿易審査課との議論を重ね、AG参加諸外国への照会のほか、自らもメーカー等への情報収集を行い（平成29年12月1日の■■■の不満（甲166の6「6 その他」）ご参照）、本件要件ハ検査機関解釈の妥当性を吟味した。

しかし、経産省内では本件要件ハ検査機関解釈に否定的な見解が一貫して強かつた。そのため、貿易管理課は、公安部に対して、本件要件ハ検査機関解釈や、これを前提とした本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性につき、以下のように否定的な意見を繰り返し伝えていた。

ア 本件要件ハ検査機関解釈①（殺菌の定義及び手法）及びその証明方法に関する貿易管理課の指摘

本件AG定義では、本件省令上「殺菌」と邦訳されている「消毒」を、殺菌効果のある化学物質を使用して行う、いわゆる薬液消毒に限定している。これに対して、本件要件ハ検査機関解釈は、「殺菌」の手法に文言上は限定がないとして、化学的手法に限らず、物理的手法を用いたものも含むとしている。

しかし、貿易管理課は、公安部との打合せにおいて、「殺菌」には明確な定義や確立した手法がなく、本件要件ハ検査機関解釈がいうように、乾熱によって内部の何らかの菌を死滅させることができれば足りるとする解釈は採用し得ないとの立場を一貫して取っていた。以下、打合せの内容でも経産省の立場が相対的に明確な言及を取り上げる。

貿易管理課は、公安部に対し、平成29年11月2日（打合せ4回目）、  
「殺菌の定義や殺菌方法というものがはっきりしないが、最も参考とすべきは  
「日本薬局方」である」旨を有識者から聴取して欲しいと要望していた（甲1  
66の4。なお、日本薬局方に「滅菌」の定義や手法は規定されているが、  
「殺菌」の概念はないことは上記1(3)のとおり。）。

また、平成29年12月1日（打合せ6回目）には、「元がレジームであり日本だけ突出するわけにはいかない。他国との並びを見る必要がある。（乾熱殺菌で該当としている国はない。米・英はCIP付、デンマークは上記滅菌機能付きを該当としている。）」としたうえで、「警察が聴取している乾熱殺菌可能という話は、すべて理論上の話であり、実際にやっているユーザーはいない」ため、省内に非該当とする意見があることを述べていた（甲166の6）。

7回目以降の打合せでは、貿易管理課の指摘は更に詳細なものになる。すなわち、

- 平成29年12月5日（打合せ7回目）

「乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定められた[ママ]方法で行うべきで、指標菌は Bacillus atropaeus [ママ]じゃないと何の証明にもならない」「ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、METIとして勝てないことから、該当と判断することができない」「殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。」（甲166の7）

- 平成29年12月8日（打合せ8回目）

「警察から提出を受けた [ ] 先生のメモや文献にある通り、滅菌または殺菌の手法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないので、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にもならないのではないか。」「経産省側で確認した結果、警察が行おうとしている実験方法は決して一般的な方法とは言えず、あくまで、警察が考えた「ペスト菌が殺菌可能か否か」という実験に過ぎない。」「もし、裁判で該非が論点になり、大川原社が日本薬局方の乾熱滅菌法による実験をして、芽胞菌は滅菌も殺菌もできないという結果を持って反論」

してきましたら、ペスト菌の実験では勝てないと考えている。」（甲166の8）

・平成30年1月16日（打合せ9回目）

「管理課は、「滅菌殺菌定義のうち、公知の方法が薬局方の「滅菌法」だけなので、そこに記載のある *Bacillus atropaeus* [ママ] 以外では回答できない」との立場のままである。」（甲166の9）

・平成30年1月26日（打合せ10回目）

「滅菌は認めるが殺菌の範囲が定まっていないため、滅菌以外で該当と言  
うことは厳しい。有識者の意見については分かった。受領した書類に目を通じて検討するが、考えが変わる可能性は低い。」

「滅菌及び殺菌の定義に関しては、殺菌の定義がない以上は殺菌をもって該当すると判断することはできないとしか言いようがない。」

「クロスフローでは熱湯消毒のような物理的殺菌が認められているからと言って、「乾熱殺菌」を滅菌又は殺菌における「殺菌の定義」に置き換える考え方は正しいとは言えない」（甲166の10）

・平成30年2月2日（打合せ11回目）

「「殺菌」は曖昧で定義がない。有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるかわからないものを一括りに「殺菌できた」と言えるのか。」

「当省では現段階では、警察が「滅菌、殺菌」できるということを満たしていないと判断している。「殺菌」が曖昧なので、「滅菌」を証明すべきであるが、警察は「滅菌」の実験をしていない。」（甲166の11）

このように、貿易管理課は、「滅菌又は殺菌」のうち「殺菌」には日本薬局方等の明確な定義や確立した手法がないため、「殺菌」による該非判定は行わない方針を示していた。つまり、貿易管理課は、公安部との打合せが11回目に及んだ時でさえも、本件要件ハ捜査機関解釈のいうような、乾熱により内部

の何らかの菌を死滅させることができれば足りるとする解釈は採用しない立場を取っていた。

また、そのことを理由として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると証明するには日本薬局方に定める「滅菌」が可能であるとの証明を要し、公安部の試みる実験ではその証明には及ばないというのが貿易管理課の見解であった。

#### イ 本件要件ハ検査機関解釈②（「滅菌又は殺菌」を要する菌）に関する貿易管理課の指摘

講学上の「滅菌」や「消毒」では殺滅を要する菌は特定されておらず、全ての菌を対象としており、本件AG定義も「全ての生存する微生物」ないし「機器内の潜在的な微生物」を対象とする。これに対して、本件要件ハ検査機関解釈は、「殺菌」の対象となる菌につき、本件省令に定めるいづれかの菌のみで足りるとして限定している。

しかし、貿易管理課は、この点に関しても、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした証明では本件省令に定める「滅菌又は殺菌」の証明に足りないとして、解釈として採用し得ないことを明らかにしていた。

すなわち、貿易管理課は、平成29年10月6日（打合せ1回目）、「該当器で細菌（特に炭疽菌、ボツリヌス菌等兵器級のもの）は製造可能か否か」を有識者等から聴取するように公安部へ依頼している（甲166の1）。この時に貿易管理課が挙げた炭疽菌及びボツリヌス菌は、いずれも「芽胞形成菌」の一種である（芽胞形成菌は加熱や乾燥、紫外線、化学薬品等への耐性が強く、滅菌の効果を判定する際の指標菌として挙がることが多い。）。

また、貿易管理課は、平成29年12月5日（打合せ7回目）にも、「乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定めた[ママ]方法で行うべきで、指標菌はBacillus atropaeus じゃないと何の証明にもならない。」「ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、METIとして勝てないことから、該当と判

断することができない。」「殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。」と述べている（甲166の7）。上記の「Bacillus atropaeus」は「Bacillus atrophaeus（枯草菌）」の誤字であるところ、枯草菌も芽胞形成菌の一種である。これに対して、ペスト菌は非芽胞形成菌である。つまり、この時貿易管理課は、（耐性が弱い）非芽胞形成菌であるペスト菌（の類似菌）を殺滅可能なことの証明をもって本件省令にいう「滅菌又は殺菌」を証明したこととなるかを公安部に問われ、これを否定して、芽胞形成菌の殺滅可能なことが証明されなければ、本件要件ハに該当するとは判断できない旨を述べていた。

さらに、貿易管理課は、平成29年12月8日（打合せ8回目）にも、「警察から提出を受けた [ ] 先生のメモ（被控訴人代理人注：[ ] 教授からの同年11月30日付け聴取メモ（乙8の36）と解される。）や文献にある通り、滅菌または殺菌の方法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないので、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にもならないのではないか。」「経産省側で確認した結果、警察が行おうとしている実験方法は決して一般的な方法とは言えず、あくまで、警察が考えた「ペスト菌が殺滅可能か否か」という実験に過ぎない。」「もし、裁判で該非が論点になり、大川原社が日本薬局方の乾熱滅菌法による実験をして、芽胞菌は滅菌も殺菌もできないという結果を持って反論してたら、ペスト菌の実験では勝てないと考えている。」と、前回の打合せと同様の見解を述べていた（甲166の8）。

貿易管理課の見解はその後の打合せでも変わらなかった。すなわち、平成30年1月16日（打合せ9回目）には「管理課は、「滅菌殺菌定義のうち、公知の方法が薬局方の「滅菌法」だけなので、そこに記載のある Bacillus atropaeus[ママ]以外では回答できないとの立場のままである。」、平成30年2月2日（打合せ11回目）には「「殺菌」は曖昧で定義がない。有識者

の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、  
「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるかわからぬものを一括りに「殺菌できた」と言えるのか。」と述べていた（甲16  
6の9・11）。

このように、貿易管理課は、「滅菌又は殺菌」の証明には芽胞形成菌が殺滅可能であることの証明を要するとしていた。つまり、貿易管理課は、「滅菌又は殺菌」をする菌は本件省令に挙げた菌のいずれか一種類で足りるとする立場を取っていなかった。

#### ウ 本件要件ハ検査機関解釈③（曝露防止構造を不要とする点）

本件要件ハの趣旨は作業員の曝露防止にあるところ、本件要件ハ検査機関解釈では曝露防止構造を要しないこととされている。

しかし、貿易管理課は、この点に関しても、公安部に対し、曝露防止構造を有している必要があるとする見解であった（少なくとも、経産省内ではその見解が強かった）ことを伝えていた。

貿易管理課は、平成29年11月2日（打合せ4回目）、「管理課の現在までの見解は、AGの記録にある「製造前後のばく露防止」に沿って、「装置全体を殺菌可能かどうか」と解釈していることも念頭においてほしい。」と述べ、本件要件ハの趣旨が「製造防止のばく露防止」にあるとの理解を前提に解釈すべきという見解を公安部に伝えていた（甲166の4）。

また、貿易管理課は、平成29年12月5日（打合せ7回目）、「省令ハの趣旨からすると、RL-5のようなオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきではないか。排風口から漏れないという実験も必要だと考える。」と述べ、本件要件ハに該当するには噴霧乾燥器内から細菌が漏れない構造を要するとの理解を公安部に示していた（甲166の7）。

その後も、平成30年1月16日（打合せ9回目）には、「課員レベルでは、「放置すれば死滅する菌もあるのだから芽胞菌」、「そもそもクローズでないとだめだ」といった話が未だ出ており、印象は良くない。」「(HEPA

フィルタにつき）「フィルターで菌が1匹も漏れなければ」くらいのレベルを審査課で問われる。」、平成30年1月26日（打合せ10回目）には本件各噴霧乾燥器が非該当と考えられる理由として「オープン型クローズ型での漏れ防止、内部はどこまで指すか、温度のデットポイント等々色々細かな疑問はある」と述べていた（甲166の9・10）。

このように、貿易管理課は、本件要件ハを充足するには、噴霧乾燥器内部から細菌が漏れない（審査課の表現でいえば「菌が一匹ももれな」い）構造、すなわち曝露防止構造を有している必要があるとする見解を伝えていた。

エ 本件要件ハにつき、AGにおける合意と異なる規制とする趣旨・意図があるかについての貿易管理課の指摘

本件要件ハ検査機関解釈は、AGにおける規制要件と比べ、上記の①ないし③の観点で異なるものである。この解釈を採用した場合、日本では、輸出規制対象となる噴霧乾燥器につき、①内部の「殺菌」の手法が薬液消毒に限定されない、②殺滅をする菌は生物兵器に利用される菌のいずれか一種のみで足りる、③曝露防止構造を要しないということになり、AGの合意と比べてより広範な（いわば性能の低い）器械をも対象とすることになる。つまり、AGの合意に対する上乗せ規制である。

しかし、貿易管理課は、本件省令の策定にあたりそのような意図があったことを公安部に説明することはなく、むしろ、公安部と打合せを進める中でも、一貫して、経産省としてはAG参加諸外国と横並びに規制を行うことを意図している旨を述べ、実際に、他国の規制状況を踏まえて本件省令の解釈を試みていた。

すなわち、貿易管理課は、平成29年12月1日（打合せ6回目）には、「元がレジームであり日本だけ突出するわけにはいかない。他国との並びを見る必要がある（乾熱殺菌で該当としている国はない。米、英はCIP付、デンマークは上記滅菌機能付きを該当としている。）。（甲166の6）、平成30年1月16日（打合せ9回目）には、「審査課は、「外国と足並みを揃え

た規制となること、日本だけ突出して厳しい規制とはならない判断基準」を模索している。」「現在はデンマーク、米、英、スイス、独の5か国における法規制を確認すべく、各国へ質問を投げかける準備を行っている。」と述べた（甲166の9）。実際、経産省内では、上記9回目の打合せの前に、上記5か国に対する噴霧乾燥器の輸出規制状況を照会する準備をしていた（甲167）。

また、平成30年1月26日（打合せ10回目）には、「（根底にある考え方としては）他国とのバランスが大切。日本でのみ乾熱殺菌器を輸出規制対象とすることはおかしく、また意味が無いことである。」「各国の基準を確認し、バランスの取れる回答をしたいというのが本音。つまり、たとえ「生物兵器が製造できて、作った菌を殺せる器械」であっても、日本だけが輸出を規制しても意味がない。AGに参加している他国が同じ性能の器械を輸出できるのであれば、本末転倒。」と述べ（甲166の10）、日本だけがAGの合意に先駆けて輸出規制を拡大することに意味がないことを含め、経産省としてAG参加諸外国と異なる規制を本件省令によって敷く意図は全く有していないことを明らかにしていた。

このように、貿易管理課は、本件省令の策定にあたり、AGと異なる（AGよりも広範な）規制を敷く意図があったことを公安部に説明することはなかつた。むしろ、貿易管理課は、公安部と打合せを進める中でも、一貫して、経産省としてはAG参加諸外国と横並びの規制を意図している旨を述べ、実際に、他国の規制状況を踏まえて本件省令の解釈を試みていた。

#### 才 本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性に関する貿易管理課の見解

上記アないしエに示したとおり、貿易管理課は、本件通達を前提とした本件要件ハ検査機関解釈自体に否定的であり、また、AGの規制と異なる本件要件ハ検査機関解釈を採用することにも否定的であった。

そのため、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性についても、一貫して否定的な見解を示し、経産省が該当と回答しても公判を維持することはできないと

考えていることを、以下のように繰り返し述べていた。

・平成29年11月7日（打合せ5回目）

「本件が起訴されて公判になった場合、大川原社から「経産省もC I S T E Cも何も言わなかったもので、非該当で良いと思っていた。」と抗弁される恐れがある。故意性を立証するのに障害となる可能性があり、経産省として支えることができないと考えている。」（甲166の5）

・平成29年12月5日（打合せ7回目）

「ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、M E T Iとして勝てないことから、該当と判断することができない。」（甲166の7）

・平成29年12月8日（打合せ8回目）

「もし、裁判で該非が論点になり、大川原社が日本薬局方の乾熱滅菌法による実験をして、芽胞菌は滅菌も殺菌もできないという結果を持って反論してきたら、ペスト菌の実験では勝てないと考えている。」（甲166の8）

・平成30年2月8日（打合せ12回目）

「当省が該当と判断した後になって、大川原社が運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしいと外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまい、勝てない。」（甲166の12）

## 力 小括

以上のとおり、経産省内部では、本件要件ハ検査機関解釈に否定的な見解が一貫して強かった。そのため、貿易管理課は、公安部に対して、本件要件ハ検査機関解釈や、これを前提とした本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性につき否定的な意見を繰り返し伝えていた。

(3) 経産省は「公安部が搜索・差押えを実施するため」ひいては「公安部に本件噴霧乾燥器の輸出とは別件で立件させるため」という、合理的な省令解釈とは別の観点から、本件要件ハ検査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れ、警視庁公安部による照会に対して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに「該当すると思われる」との回答を行っていたこと

上記(2)で詳述したとおり、貿易管理課は、公安部との間の約4か月間、都合10回に渡る打合せの結果として、平成30年1月26日（打合せ10回目）の時点で、「（これまでの内容からでは）該当と判断することは極めて難しい。」「考えが変わる可能性は低い。」「器械の知識等を蓄えるにつれ、審査・管理課内でも非該当と判断するのが妥当との流れになっている。」と、本件要件ハ検査機関解釈の採用や、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき、いずれも否定的な見解を述べていた。そして、この見解は、平成30年2月2日（打合せ11回目）の段階でも、大きく変わらなかった。

もっとも、その約1週間後の平成30年2月8日（打合せ12回目）になると、経産省は、一転して、本件噴霧乾燥器1が規制要件に該当する（可能性がある）との趣旨で公安部への照会に対応するという方針を打ち出した。

しかし、経産省は、本件要件ハ検査機関解釈を受け入れ、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき積極的な回答を行うにあたり、その合理性を根拠づける社会的事実等の根拠を公安部に対して何ら説明しておらず、実際にもそのような根拠には基づいていなかった。そして、経産省が態度を一変させた実際の理由は、平成30年2月8日の打合せで貿易管理課から語られたように、別件輸出の立件に向けた公安部の搜索差押えの横車を押すことにあり、公安部長が経産省上層部に「働きかけ」た結果として実現していた。

#### ア 経産省の方針転換とその原因

貿易管理課は、平成30年2月8日、公安部との打合せにおいて、「ガサをやること自体は悪いことではないと考えている。」として（甲166の12）、これまでの公安部との打合せにおける姿勢を一変させ、公安部による被

控訴人会社への搜索・差押えを容認する姿勢に転換した。

その後、貿易管理課は、平成30年2月27日（打合せ13回目）、法令解釈についても、

- ・「METIでは現時点の法令の解釈として  
滅菌・殺菌が結果的にでもできれば該当品（デザイン理論ではない）  
ペスト等の危険性の高い菌が死滅すれば殺菌という有識者の見解を支持する  
との点については、既に上層部で決めたことなので覆ることはない。」  
として（甲166の13）、これまで経産省内部や公安部との間で行ってきた議論を無視した法令解釈の方針転換を行った。

こうした経産省の心変わりは、公安部長による、経産省への「働きかけ」に起因するものであった。

すなわち、公安部外事一課長は、平成30年2月8日（打合せ12回目）に先駆け、同年1月ごろ、公安部長に対し、本件噴霧乾燥器1に関する検査関係事項照会について、本件噴霧乾燥器1が本件省令に「該当すると思われる」との回答を出すよう経産省に働きかけてほしいと依頼していた（証人■17頁・18頁、証人■17頁・18頁）。かかる外事一課長からの依頼に基づき、公安部長は、経産省に対して、本件噴霧乾燥器1に関する検査関係事項照会に対する回答について、本件噴霧乾燥器1が本件省令に「該当すると思われる」との回答を出すよう働きかけを行った。

貿易管理課も、平成30年2月8日打合せにおいて、

- ・公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきている
- ・どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。
- ・この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。

として、搜索・差押えの容認が経産省と警視庁の上層部の駆け引きに依ることを示唆していた（甲166の12）。

こうした公安部長による働きかけについて、[ ] 警部は「課長に感謝しなくてはならない」と発言していた（証人 [ ] 18頁）。

イ 経産省が、本件要件ハ検査機関解釈の採用や、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の照会に関する方針を転換したことには、何ら合理的な根拠がなかったこと

経産省は、本件要件ハ検査機関解釈の採用及び本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき、いずれも否定的な見解を有していたが、平成30年2月8日以降これを転換するにあたり、何ら合理的な根拠を持ち合わせていなかった。

経産省と公安部の打合せは、噴霧乾燥器ユーザー及び有識者等の聴取結果を含め、公安部が収集した検査資料や検査状況を都度貿易管理課に共有し、その内容を踏まえて行われていた。

すなわち、貿易管理課は、公安部に対して、噴霧乾燥器ユーザー及び有識者等から聴取して欲しい事項や検査して欲しい事項を公安部に伝え（甲166の1「7 依頼事項」、同2「審査課を説得する材料として」以降、同3「大川原社が非該当と判断している理由を知りたい」、同4「今後の検査に対する要望」等）、公安部から依頼に対するフィードバックを都度もらい（甲166の4「警察から検査の進捗状況を聞き」、同8「警察から提出を受けた[ ]先生のメモや文献にある通り」等）、公安部から提供される資料を確認して打合せに臨んでいた（甲166の9「資料も何度も見返している」、同10「受領した資料に目を通した上で」等）。

また、貿易管理課や貿易審査課は、公安部からの情報提供のみならず、自らも聴取等を行っており（甲166の6「警察の報告書と調査員、メーカー等からの聴取結果を比較して」、同9「審査課長は噴霧乾燥器業界からの聴取について」以降等）、部署を跨いで省内で議論（貿易管理課と貿易審査課の見解は甲166各号に言及されているほか、甲167）していた。

当然、打合せの過程で公安部から経産省に共有された情報には、本件要件ハ検査機関解釈を支持する趣旨の有識者の聴取結果等、本件要件ハ検査機関解釈

に係る主要なものは全て含まれていたと解される。

すなわち、[ ] 教授（以下「[ ] 教授」という。）の聴取結果報告書（丙A127・145（平成29年11月16日作成）、）[ ] 准教授（以下「[ ] 准教授」という。）の聴取結果報告書（丙A128・146（同月24日作成）、[ ] 教授（以下「[ ] 教授」という。）の聴取結果報告書（丙A130・148（同年12月26日作成））、[ ] 客員教授（以下「[ ] 客員教授」という。）の聴取結果報告書（丙A129・146（同年11月24日及び12月26日作成）は、いずれも経産省が本件噴霧乾燥器について非該当の判断を行うにあたり「有識者の意見については分かった。受領した書類に目を通して検討するが、考えが変わる可能性は低い。」と述べた平成30年1月26日よりも前に作成されたものであり、その他のユーザー等に対する聴取結果報告書もいずれも同様である（例えば、[ ]  
[ ]（乙8の1、平成29年5月11日）、[ ]（乙8の19、同年6月23日）、[ ]（乙8の20、同年6月27日）等。他の資料の詳細は原審被告都準備書面(5)13頁ないし17頁（ユーザー等）、17頁ないし25頁（有識者）参照。なお、実際の照会に際しても、「有識者による殺菌の解釈」として添付された資料は、同年11月から12月までに取得されたものである（丙2・添付資料番号の17ないし20）。）。

このように、経産省では、有識者の聴取結果を含む公安部から提供を受けた情報に加え、自ら収集した情報を基に、経産省内部で部署を跨いで議論を行ったうえで、平成30年1月26日（打合せ10回目）の時点で、本件要件ハ検査機関解釈の採用及び本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき、いずれも否定的な見解を示していた。特に、この否定的見解が有識者の見解に関する省内検討をも経た上での結果であることは、同日の貿易管理課の上記発言のほか、同年2月2日における「有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるかわからないものを一括りに「殺菌できた」と言えるの

か。」という[...]の発言にも表れている。

他方、本訴の一件記録を振り返っても、平成30年1月26日から同年2月までの間に収集されたとみられる、経産省の上記否定的見解を覆すに足りる有意な証拠はない。

ゆえに、平成30年1月26日ないし同年2月2日から、同月8日までの僅か1週間余りの間に、経産省が公安部との折衝を経て約4カ月の間検討してきた、本件要件ハ「検査機関解釈の採否や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関するそれまでの見解を覆す画期的な情報が、公安部から提供され、又は経産省が自ら収集したとはおよそ考え難い。

実際、平成30年2月8日及び同月27日の打合せ（打合せ12回目・13回目）では、経産省が「該当と判断することは極めて難しい」（甲166の10）という従前の判断からの大胆な方針転換を行ったにも関わらず、従前議論されていた本件要件ハ「検査機関解釈の問題点や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき、経産省として本件要件ハ「検査機関解釈を採用し、または規制要件該当と判断するに至った具体的・積極的な理由が貿易管理課から全く語られていない。

それどころか、平成30年2月8日の打合せでも、貿易管理課は、「検査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが限りなくグレーだけど、該当とは言い切れないとハシゴを外すような形になる可能性もあり得る。」等と述べ、照会に対して積極的に肯定的な回答を行うことには依然として及び腰であり、「本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく（別件検査と表だっていえないが、）できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。」と述べるなど、公安部に対して別件での立件を模索するよう促す有様であった（この点は後述ウにより詳細に取り上げる。）。

以上の事実関係からすれば、平成30年1月26日及び同年2月2日の段階で、本件要件ハ「検査機関解釈の採用や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につ

き否定的な見解を有していた経産省が、僅か1週間余りの間に同月8日に方針を転換したことには、それまで発見されていなかった新たな情報が取得された等といった、当該方針を転換するべき具体的な理由があったものではなく、専ら公安部長から経産省上層部への「働きかけ」に基づくものであったと認めるよりほかはない。

ウ 経産省は、搜索・差押え容認後も、公判の維持に支障があることや本件要件ハ検査機関解釈の合理性に省内の異論があること等を指摘していたこと

貿易管理課は、平成30年2月8日の打合せ（打合せ12回目）において、「ガサはいいんじゃないかと考える。」等と述べ、そのために本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の照会に対して、「ガサができるように、表現ぶりを検討したい」と述べつつも、以下のような憂慮を述べている。

すなわち、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関しては、

- ・「捜査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが限りなくグレーだけど、該当とは言い切れないとハシゴを外すような形になる可能性もあり得る。後で警察に対し面子をつぶして迷惑をかけてしまうのではと懸念している。」
- ・「その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入ったからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。」
- ・「今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もあり得るので、「該当と思われる。」という文言は厳しく、

該当の可能性を否定できない

といいうのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある。」

と、搜索・差押え容認の姿勢に転じたその席上ですら、経産省の回答方針が変わり得る可能性を重ねて留保していた。

また、その後に控える公判を想定して、

- ・「当省が該当と判断した後になって、大川原社が運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった  
同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしい  
と外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったので  
はとなってしまい、勝てない。」
- ・「省内には、本当に生物兵器が作れるのかと疑問に持ち、過剰規制なのでは  
ないかと意見する者もいる。」

と述べ、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした立件には公判維持には支障があることや、省内に異論が残っていることを明確に指摘したうえで、

- ・「本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく（別件検査と表だっていいえないが、）できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえば、  
ありがたい。」
- ・「警察のガサに期待している面もある。違法性の認識を出してもらえたなら有難い。別件で、本丸を見つけるのもいいし、キャッチオールでもいい。」

と述べ、別件の立件を最終目的とした検査差押えに繋げるために、それまでの方針を転換したことを示唆していた（甲166の12）。

## エ 小括

以上のように、経産省は「公安部が検査・差押えを実施するため」ひいては「公安部に本件噴霧乾燥器の輸出とは別件で立件させるため」という、合理的な省令解釈とは別の観点から、本件要件ハ検査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れ、公安部による照会に対して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに「該当すると思われる」との回答を行っていた。

(4) 公安部と経産省のやり取りは、検察としても、公安部が経産省の見解を捻じ曲げたと評価されるリスクがあると認識せるものであったこと

本件の公判担当検事であった██████検事と、東京地検公判部の████████副部長は、令和3年7月21日、公訴取消しの方針説明のため、公安部と打合せを行った（甲176の9）。

副部長は、公安部に対し、以下の理由から公判を維持することは難しく、東京地検として「公訴取り消し」の申立てを行うことを決定した旨述べた。

- ・ 客観的性能（殺菌能力）を立証する目処が立たない  
←乳酸菌粉末の実験で、殺菌できなかった。
- ・ 法令解釈を、裁判官に説明できない。  
←初期の検査メモ（経産省）を読むと、うがった見方をすると  
「意図的に、立件方向にねじ曲げた。」  
という解釈を裁判官にされるリスクがある。

（甲176の9より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。）

また、■検事も以下のように所見を述べた。

- ・ 検査メモについて言えば、例えば、現在は  
「Capable = 殺菌できれば該当」  
と解釈しているが、もとは  
「Designed = 殺菌するように設計されたもの」  
という解釈があった
- ・ 検査メモの開示請求に対し、限定開示（一部黒塗り）したところで、その可否について判断するため、裁判官は必ず読む。そうなれば裁判官の心証が悪くなる。

（甲176の9より抜粋。「・」、黒字及び下線は代理人による。）

上記(1)ないし(3)で述べたとおり、公安部と経産省の間のやり取りを記録したメモからは、本件要件ハ検査機関解釈の採用や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に否定的な見解を示していた経産省が、公安部長からの働きかけを通じて、具体的な理由もなく方針を転換し、本件要件ハ検査機関解釈を採用のうえ、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の照会に肯定的回答を行うことを約した経緯が読み取れる。

そして、この経緯は、ほかならぬ検事でさえも、公安部が経産省の上記の見解を「意図的に、立件方向にねじ曲げた。」と解釈されるリスクを認識させるものであ

った。

#### (5) 原判決の判示について

原判決は、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことに客観的に合理的な根拠が欠如していたとは言えないとする理由について、経産省との複数回の打合せ及び本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につき照会の回答を得ていたことのほか、本件要件ハ検査機関解釈が本件通達の文言との関係で文理に反していない、ないし不自然ではないことを指摘する（原判決63頁）。

すなわち、本件要件ハ検査機関解釈は、経産省によるクロスフローろ過器に係る本件通達を前提としているところ、(a)本件通達が示す解釈が噴霧乾燥器に関する本件要件ハに及ぶと考えるのは自然である、(b)本件通達上の解釈では滅殺菌の手法は限定されておらず、乾熱殺菌を含むとする解釈（本件要件ハ検査機関解釈の要点①）は文理に反しない、(c)本件通達上殺滅をする菌は限定されておらず、本件省令に規定された菌のいずれか一種類を殺滅できれば生物兵器の製造は可能であることから、対象細菌はいずれか一種類の細菌でよいとする解釈（本件要件ハ検査機関解釈の要点②）は不自然ではない、(d)本件通達には曝露防止構造を要する旨記載はないから、不要との解釈は不自然ではない（本件要件ハ検査機関解釈の要点③）、とそれぞれ述べている。

しかし、上記(2)で述べたとおり、経産省は、公安部との都合13回に及んだ打合せのうち、11回が終了した段階でも、本件要件ハ検査機関解釈の要点①ないし③につき、いずれも採用し得ないとの前提で本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につき否定的な立場を取っていた（上記(b)ないし(d)）。また、そもそもクロスフローろ過器について定めた本件通達が噴霧乾燥器の規制要件である本件要件ハとの関係でいかなる意味を有するかについても、貿易管理課は、平成30年1月26日（打合せ10回目）に、

- ・「クロスフローろ過装置と噴霧乾燥器は装置自体が異なることから、クロスフローろ過装置で滅菌または殺菌として捉えられている手法が、噴霧乾燥器にも当然に該当するというわけではない。」

- ・「運用通達での解釈に記載されている文言の行間（その意味する実体）についてまで同じではない。同じであることが望ましいが、物によって異なることがあってもMETIとしては「良し」とする。」
- ・「つまり、クロスフローでは熱湯消毒のような物理的殺菌が認められているからと言って、「乾熱殺菌」を滅菌又は殺菌における「殺菌の定義」に置き換える考え方は正しいとは言えない。そう捉えられるかどうかは議論されていないので回答できない（揉まれていない）。」

と述べ、クロスフローろ過器における「殺菌」要件と噴霧乾燥器の規制要件である本件要件ハの「殺菌」は必ずしも同義ではないこと、「殺菌」の手法でもクロスフローろ過器において可能な手法が噴霧乾燥器に妥当するとは限らないことを指摘している（上記(a)）。

このように、公安部からの相談を受けた経産省は、本件要件ハ検査機関解釈が本件通達の文言に文理上反していない、又は、不自然ではないといった理由から本件要件ハ検査機関解釈を採用したのではない。むしろ、経産省は、そもそもクロスフローろ過器における規制要件に関する本件通達が、本件要件ハの「殺菌」に完全に同義のものとして適用されることさえ留保しており、本件要件ハ検査機関解釈の要点についても、文理上の矛盾や不自然さといった形式面に囚われず、①「殺菌」の定義が定められていない、②「滅菌又は殺菌」の証明にあたり殺滅をする菌は本件省令に規定された菌のいずれか一種ではなく、芽胞形成菌である、③本件要件ハに該当するには、曝露防止構造を要するといった実質的な意味や証明方法を問題として本件要件ハ検査機関解釈の採用を拒み続けていた。

ゆえに、本件要件ハ検査機関解釈に、本件通達と文理上矛盾又は不自然といえる点がなかったことは、公安部が当該解釈を採用することの合理的な根拠とはいえない。

## (6) 小括

以上のとおり、経産省は、公安部に対し、都合13回に及んだ打合せが11回終了するまでの過程において、本件省令には「欠陥」「不備」があると述べ、本件要

件ハ検査機関解釈との関係では、①「殺菌」の定義が定められていない、②「滅菌又は殺菌」の証明にあたり殺滅を要する菌は本件省令に規定された菌のいずれか一種ではなく、芽胞形成菌である、③本件要件ハに該当するには、曝露防止構造を要するとの各見解のもと、その採用を重ねて固辞し続けていた。その結果として、平成30年1月26日には、公安部に対して、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると判断することは「極めて難しい」「考えが変わる可能性は低い」と伝えていた。

これに対して公安部は、こうした経産省の見解を真摯に受け止めず、公安部長が経産省上層部へ働きかけを行うことより、経産省に見解を捻じ曲げさせ、別件の立件を視野に入れた被控訴人会社への捜索・差押えを容認する方針へと転換させた。

実際、平成30年2月以降経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用し、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の照会に肯定的な回答を行ったのは、方針転換の必要を基礎づける理由があったのではなく、また、本件省令の解釈としても何らの根拠もなく、経産省と警視庁の間の上記のいわば密約に基づくものであった（なお、後述するように、公安部が経産省に方針転換の根拠を与えるために提示した有識者見解の聴取報告書には、重大な虚偽記載があり、本件要件ハ検査機関解釈を正当化する理論的根拠たり得るものではなかった。）。

このように、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用し、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性の照会に対して肯定的な回答を行ったことにつき、経産省及び警視庁上層部の駆け引きに起因する（別件立件目的の）捜索差押えを支援する目的に出たもので、本件省令の解釈としての合理的な根拠はなかった。

言うまでもなく、本件省令の解釈・運用権限を有する経産省は、本件省令の制定経緯や本件省令に基づく規制の必要性を裏付ける社会的事実等、本件省令の解釈としての合理的な根拠を基にこれらを行るべきであるから、制定当時に固まっていた省令の解釈につき、規制当局として事後的に補充的な解釈・運用を行うとしても、そのような合理的な根拠が欠如した解釈は許されない。ゆえに、そのような根拠が認められない省令解釈は、当然、公判においても採用されない可能性が極め

て高い。

したがって、（公安部長による「働きかけ」の効果はさておいたとしても）経産省との打合せの経緯を認識していた公安部としては、既に経産省から本件要件ハ検査機関解釈の採用や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき、否定的な見解を繰り返し得ていたのであるから、経産省が方針を転換した合理的な根拠を確認せずに経産省の方針に依拠することは公判維持の観点から躊躇を覚えるのが自然であつて、この点を確認せずに経産省の見解や照会回答に依拠しても、公安部の判断に客観的に合理的な根拠があったとはいえない。

以上のとおりであるから、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことについて、上記の点のみをもってしても、客観的に合理的な根拠が欠如していたことは明らかである。

#### 4 経産省の回答の前提となった聴取結果報告書に、重要な虚偽記載があること

##### (1) はじめに

ア 公安部は、平成30年8月3日、経産省に対して本件噴霧乾燥器1の規制対象機器該当性を照会した（丙2）。これに対して、経産省は、同月10日、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば」という留保付きで、本件噴霧乾燥器1について、規制対象機器に「該当すると思われる」と回答した（丙3）。

また、公安部は、令和元年7月26日、本件噴霧乾燥器2の規制対象機器該当性を同様に照会した（丙8）。経産省は、同年8月9日、本件噴霧乾燥器1と同様、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば」という留保付きで、本件噴霧乾燥器2について、規制対象機器に「該当すると思われる」と回答した（丙9）。

公安部は、経産省への上記照会に際し、「殺菌」の有識者見解として、■教授（丙A127、丙A145）・■准教授（丙A128、丙A146）・■客員教授（丙A129、丙A147）・■教授（丙A13

0、丙A148)からの聴取結果報告書を添付した(なお、いずれの聴取結果報告書も、経産省が捜索・差押えの容認に方針転換を行った平成30年2月8日より前に聴取・作成されたものである。)。

イ そもそも貿易管理課は、公安部との打合せが始まった当初から、公安部に対して、該非判断にあたり有識者見解が重要であり、経産省はその確認を経て該非判断を行うことを伝えていた(平成29年10月6日打合せ(甲166の1)、平成29年11月2日打合せ(甲166の4))。

また、貿易管理課は、平成30年2月27日打合せにおいても、「ペスト等の危険性の高い菌が死滅すれば殺菌という有識者の見解を支持することは、既に上層部が決めたこと」として(甲166の13)、公安部による捜索・差押えの容認にあたり、有識者見解を理論的背景としている旨示唆していた。

しかし、実際に経産省に渡った聴取結果報告書には、聴取を受けた教授らが公安部捜査員に対して語り得ず、また現に語っていない事実が多分に含まれていた(甲171、172:新聞記事)。

以下、詳述する。

## (2) ■■■教授からの聴取結果報告書

### ア 報告書の内容

公安部の■■■警部補は、平成29年11月15日、■■■大学校の■■■教授から聴取を行い、同月16日に聴取結果報告書を作成した(丙A127、丙A145)。

同報告書には、■■■教授からの聴取内容として、以下の内容が記載されていた。

- ・ 殺菌については、現在まで明確な定義がありませんが、これは、細菌の種類によって人体に害を与える菌数が異なるため、一律に百分の一、千分の一と数で定義することが難しいからです。

- なお、省令第2条の2第2項第五号の二には殺滅すべき具体的な病原性細菌の名称が記載されていません。一方で省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、病原性・毒性が非常に強く、これらの細菌を粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると判断できるため、これらの細菌を滅菌又は殺菌することが求められると言えます。
- ハの解釈は、「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至ります。
- 滅菌・殺菌の一般的な方法として、蒸気、乾熱等による物理的手法、ガス、薬液等による化学的手法があります。
- 以上が省令第2条の2第2項第5号の2についての説明ですが、私の意見としては、イ・ロに該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています。

(丙A127より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### イ [ ] 教授の説明

[ ] 教授は、以下のとおり、作成された報告書の内容が、自身の認識と異なる旨述べている(甲159)。

- 「殺菌」に関しては、AG原文に照らし不適切であるという点を指摘しました。すなわち、「滅菌」とは、対象物に存在しているすべての微生物を殺滅ないし除去することや、殺滅・除去されている状態を指す言葉であり、その評価方法も微生物学上確立しています。他方、「殺菌」とは、菌を殺すという行為を抽象的に指す言葉であり、対象や程度を含まない概念です。「内部の殺菌をする」という言い方は微生物学上、滅菌や消毒を行うことを意味しませんし、殺

菌という言葉からは、どのような菌をどの程度殺すのかという基準がまったく明らかでありません。微生物学の見地から「滅菌」と併記されるべき概念は、「消毒」です。

- ・ 「殺菌の対象とすべき細菌」についても、私はこのような説明はしていません。微生物学上の消毒の意味でいうと、噴霧乾燥器の内部が消毒された状態であるといえるためには、噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要があります。その意味では、対象菌はすべての病原性微生物ということです。
- ・ 病原性微生物の種類によって、感染性を失わせるのに必要なレベルが異なるという話はメモに記載のとおりですが、何度も言いますがこれは「消毒」の話です。「消毒」するには微生物の感染能力を失わせる必要があるところ、病原性微生物の種類によって感染能力を失う菌量は異なることから、「消毒」されたかの判定は、微生物（菌）を何個或いはどの程度の割合減らしたかという基準ではなされないということです。さきほど述べたとおり、殺菌は単に菌を殺すという行為を意味するに過ぎませんので、この部分は「殺菌の定義」の話ではありません。
- ・ **■** 刑事は、あたかも私が噴霧乾燥器の規制要件について一定の解釈を示したかのように報告書を作成していますが、私が話したのは、AG原文の意味や、微生物学の専門家としての細菌に関する知識だけです。
- ・ どのような機械が規制の対象になるのかという点にポイントが当たられているという認識がなく、私が細菌に関して述べた内容が都合よく拾われて、噴霧乾燥器の規制に関する意見に仕立てられてしまった印象です。

- ・ 「滅菌又は殺菌」については、私が説明していないことが書かれています。
- ・ 報告書では、噴霧乾燥器の規制要件の解釈を私が説明しているかのように記載されていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもない私がそのような説明をする筈がありません。
- ・ 「滅菌・殺菌の一般的な方法」という言い方もしませんし、これを「滅菌・消毒の一般的な方法」と読み替えるとしても、「滅菌」の手法に蒸気滅菌のほか乾熱滅菌があることは確かですが、「消毒」の手法としては薬液消毒が一般的で、乾熱消毒という手法は存在しないのです。
- ・ 「私の意見」として、「イ・ロが該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています」と書かれていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもなく、噴霧乾燥器を扱ったこともない私がそのような説明をするはずがありません。

(甲159より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### ウ ■■■教授の説明の合理性

甲159の ■■■教授の説明は自然かつ論理的、合理的であるし、 ■■■教授は本訴訟の帰趨に利害関係を有しない第三者であるから、その信用性は極めて高い。

#### (3) ■■■准教授からの聴取結果報告書

##### ア 報告書の内容

■■■警部補は、平成29年11月2日及び同月22日、 ■■■大学大学院医学研究院の ■■■准教授から聴取を行い、同月24日に聴取結果報告書を作成した(丙A128、丙A146)。

同報告書には、 ■■■准教授からの聴取内容として、以下の内容が記載されて

いた。

- ・ 芽胞を形成しない菌である大腸菌は、例えばよく知られている乳酸菌と熱に対する抵抗性がほぼ同じですので、噴霧乾燥器で乳酸菌を生きたまま粒子径 10 マイクロメートル以下に粒子化できるのであれば、大腸菌も当然、同じ様に粒子化することができます。
- ・ 殺菌は、明確な定義はありませんが、これは、細菌によって人体に害を与える菌数が異なるため、一律に 1,000 分の 1 等と数で定義することは難しいからです。私達のように病原性細菌制御学を専門的に研究している者は、通常、殺菌とは、ある特定の病原性細菌をすべて殺すことと解しておりますが、これを受け、殺菌作用が十分であったか又は不十分であったかという言い方をしています。
- ・ ハの解釈は「機器を分解しないで、製造した省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること」という結論に至ると思います。
- ・ 結論としまして、生物兵器となり得る大腸菌やペスト菌を生きたまま粉体化することが可能な噴霧乾燥器であれば、装置内部を 100 度の高温状態にすることをもって定置した状態でそれらの細菌を死滅させることができるため、輸出規制貨物に該当すると判断します。

(丙 A 129 より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### イ ■准教授の説明

■准教授は、以下のとおり、作成された報告書の内容が、自身の認識と異なる旨述べている（甲 168：陳述書）。

- ・ 私は噴霧乾燥器について専門的知見を有しませんから、噴霧乾燥器で細菌を粒子化した場合の平均粒子径について私の知見としてお話し

することはありません。

- ・ 私は本件法令について知識を有しておりませんでしたので、本件法令の趣旨や解釈を私からお話することはありません。
- ・ 具体的にいいますと、まず、「定置した状態」の解釈について私からお話をしたことはありません。次に、「滅菌又は殺菌」は、滅菌については微生物学上定義がある用語であるのに対し、殺菌は菌を殺すという行為を指す用語に過ぎず、微生物学上の定義はありません。従って、何をもって殺菌と呼ぶのかについて私から説明をするはずがありません。
- ・ 私は本件法令やその解釈について専門的知見を有しませんから、輸出規制貨物に該当するか否かの判断を示すことなどそもそもできませんし、噴霧乾燥器の内部を「100度の高温状態にする」ことができるかどうかも分かりませんから、私がこのようなことを説明するはずがありません。
- ・ 本報告書は、私の専門外である本件法令の解釈について私が意見を述べ、噴霧乾燥器の該非の判定基準を示したような記述がなされていますが、病原性細菌の性質や危険性に関する記述以外は、私の見解を示すものではありません。

(甲168より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### ウ ■准教授の説明の合理性

■准教授は、■大学大学院医学研究院の准教授として病原細菌制御学、主に腸管出血性大腸菌の研究や講義を行っている一方、器械・装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を扱った経験もない。また、■准教授は法律の専門家ではなく、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有していない。

甲168の■准教授の説明は自然かつ論理的、合理的であるし、■准教

授は本訴訟の帰趨に利害関係を有しない第三者であるから、その信用性は極めて高い。

(4) ■教授からの聴取結果報告書

ア 報告書の内容

■警部補は、平成29年12月22日、■大学の■教授から聴取を行い、同月26日に聴取結果報告書を作成した（丙A130、丙A148）。

同報告書には、■教授からの聴取内容として、以下の内容が記載されていた。

- ・ 貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていません。
- ・ 微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することが実用的であると言われています。
- ・ そして、貨物等省令ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌と滅菌を区別するためのもので、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。
- ・ 結論としまして、貨物等省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至ります。

（丙A130より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。）

イ ■教授の説明

■教授は、以下のとおり、作成された報告書の内容が、自身の認識と異なる旨述べている（甲169：陳述書）。

- ・ このインタビューの目的が最初に説明されることなく「滅菌と殺菌はどう違うのか？」といった質問から始まりました。その後も法律の解釈に関して専門家としての見解を求められました。
- ・ 私は機械・装置の専門家ではなく、噴霧乾燥器を扱った経験はありません。また、私は法律の専門家ではありませんので、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有するものではなく、研究や講義で取り扱ったことはありません。
- ・ 「なお、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていません」  
☞この発言はした記憶がありません。客観的に見ても私は法律の専門家ではないため、このような説明はしないと思います。
- ・ 「微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することが実用的であると言われています」  
☞この発言もした記憶がありません。
- ・ 「そして、貨物等省令ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌と滅菌を区別するためのもので、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。」  
☞この発言はした記憶がありません。
- ・ 「結論としまして、貨物等省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至ります。」  
☞私は、そもそも本件省令に関する知識は有しておりません

したので、私から本件法令の解釈を述べることはあり得ません。

(甲169より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

ウ ■教授の説明の合理性

■教授は、■大学の■にて教授をしており、内閣官房危機管理室危機管理官アドバイザーとして生物テロの講義を関係者に対し実施していた一方、器械・装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を扱った経験もない。また、■教授は法律の専門家ではなく、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有していない。

甲169の■教授の説明は自然かつ論理的、合理的であるし、■教授は本訴訟の帰趨に利害関係を有しない第三者であるから、その信用性は極めて高い。

(5) ■客員教授からの聴取結果報告書

ア 報告書の内容

公安部捜査員の■警部補（以下「■警部補」という。）は、平成29年10月23日及び同年12月19日、■大学薬学部の■客員教授から聴取を行い、同月26日に聴取結果報告書を作成した（丙A129、丙A146）。

同報告書には、■客員教授からの聴取内容として、以下の内容が記載されていた。

- ・ 次に、「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」とは、殺菌のことを指しているが、これについても日本薬局方を踏まえてお答えする。ここでいう「潜在的な微生物」とは、そこに特定されている菌やそこにいる菌が分からぬ若しくは

そこに菌がいるのか分からぬという可能性を意味しており、特定の菌や不特定多数の菌のことを指している。

- 日本薬局方には「消毒法及び除染法」というものが示されているが、その中で「消毒」とは、

病原菌など有害な微生物を除去、死滅、無害化することと定義されている。この意味は、病原菌などの感染能力を失わせることであり、運用通達において「殺菌」を定義している「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と意味は同じ

- 微生物の感染能力を失わせる方法であるが、解釈には「物理的手法あるいは化学物質の使用」とあるので方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせれば良い。

(丙A129より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### イ [REDACTED]客員教授の説明

[REDACTED]客員教授は、作成された報告書の内容について、以下のとおり所見を述べている（甲170：陳述書）。

- 私は機械・装置の専門家ではなく、噴霧乾燥器を扱った経験はありません。  
また、私は法律の専門家でもありませんので、外国為替及び外國貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有するものではありません。
- 「殺菌」という用語は、日本薬局方では使われていませんが、[REDACTED]警部補の示した「潜在的な微生物の伝染能力を破壊」という文言から、日本薬局方における「消毒」と同じような概念であると理解いたしました。

現在の日本薬局方において「消毒」として規制されているのは化学薬品を用いた消毒のみで、物理的な消毒という言葉は使用されていません。このことは ■ 警部補にもお伝えしましたが、 ■ 警部補によれば、日本においては殺菌についても「物理的手法あるいは化学物質の使用により」と定められているとのことでしたので、それでしたら蒸気や乾熱によるものも含まれることになりますねと答えました。

(甲170より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### ウ ■ 客員教授の説明の合理性

■ 客員教授は、平成2年から平成27年までの間、日本薬局方調査会委員を歴任し、ヘルスケア製品の滅菌法や無菌操作法に関する国際規格作成委員会には平成4年から現在まで関わっている一方、器械・装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を扱った経験もない。また、 ■ 客員教授は法律の専門家ではなく、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制や、その法解釈について専門的知見を有していない。

甲170の ■ 客員教授の説明は自然かつ論理的、合理的であるし、 ■ ■ 客員教授は本訴訟の帰趨に利害関係を有しない第三者であるから、その信用性は極めて高い。

#### (6) 教授らからの聴取結果報告書の作成上の問題点

##### ア ■ 警部補による聴取結果報告書の虚偽記載

■ 警部補が作成した ■ 教授・ ■ 准教授・ ■ 教授の各聴取結果報告書は、3人の教授らが「殺菌」の考え方や本件要件ハの解釈、噴霧乾燥器の規制対象機器該当性について、各教授自身の言葉で検査員に説明を行っているかのような記載振りとなっている。

しかし、実際には、3人の教授らは誰も、 ■ 警部補が聴取結果報告書に記載したような法解釈や噴霧乾燥器についての説明を行っていなかった。そもそも

も、3人の教授らは、いずれも微生物学について豊富な知見を有する一方で、噴霧乾燥器の構造や法律については知識や専門性を有していなかった。このような3人の教授らが、細かな規制の内容や趣旨、その解釈を検査員に語ることなどあり得ない。

また、3人の教授らや█████客員教授の「消毒」「滅菌」「殺菌」の概念に関する理解はいずれも共通しており、その要点を纏めれば、微生物学上「滅菌」の概念は日本薬局方に定義や手法が規定され、全ての病原性微生物を殺滅又は除去すべき対象とするのに対し、「殺菌」は菌を殺すという抽象的な行為を指すに過ぎず定義がないというものである。

他方、実際に█████警部補が作成した3人の教授らの聴取結果は、①実際には定義がない「殺菌」を微生物学上「滅菌」と並置される「消毒」と同義のものであるかのように扱いつつ、②「殺菌」は（実際には、聴取を受けていた有識者は①の点から「消毒」の概念を前提として説明している）、菌をどの程度の個数無害化したかでは判定しないことを理由として、「滅菌」とは異なり殺滅をする菌が限定可能であるかのように見せかけ、③「滅菌」には乾熱滅菌を含む物理的手法があることをもって、「殺菌」にも乾熱を含む物理的手法がある、とする似ても似つかない内容になっている。

以上のように、█████警部補の作成した3人の教授らからの聴取結果報告書は、3人の教授らが語り得ぬことをあたかも各教授らが自身の知見に基づいて検査員に語ったかのような虚偽の内容が記録されたものである。

イ █████警部補が作成した█████客員教授の聴取結果報告書の内容がミスリードであること

█████警部補が聴取した3人の教授らと同様に、█████客員教授も微生物学において豊富な知見を有する一方、噴霧乾燥器や法律についての知識や専門性はなく、あくまでも一個人の見解として█████警部補の質問に答えたに過ぎない。また、█████警部補は、█████客員教授から日本薬局方における「消毒」を前提に回答を行っていることを聞いておきながら、そのことを微塵も報告書に記載して

いない。

したがって、■警部補の作成した報告書は、相対的に見て■警部補が行つたほどの意図性は看取できないにせよ、あたかも噴霧乾燥器や法律に知見を有する■客員教授が、自身の知見に基づいて「「殺菌」の方法」等について語っているかのような読者をミスリードする内容となっており、実際の聴取結果を反映しない不適切なものとなっているといわざるを得ない。

#### ウ ■警部補供述の信用性

■警部補は、原審証人尋問において、■教授・■准教授・■教授への聴取結果報告書は、自らが聴取した事項を記載したものである旨供述していた（証人■2頁ないし5頁）。

しかし、既述のとおり、3人の教授らはいずれも法律の専門家ではなく、噴霧乾燥器を取り扱った経験もないのであるから、本件要件ハにおける「殺菌」の解釈や、噴霧乾燥器の規制対象機器該当性について捜査員に説明することは不可能である。

また、有識者1人の見解を単発的に聴取し、正確に理解できないまま意味を取り違えてしまったのであればまだ理解できなくはないが、微生物学上定義がない「殺菌」につき、その分野の権威複数名から、同じ話題を何度も聴取してもかかわらず、上記のように有識者全員の認識と全く異なる見解が一様に聴取されることなど到底あり得ない。

そうすると、■警部補は、本件省令にいう「殺菌」の手法には乾熱を含み、かつ、本件省令に規定された菌のいずれか一種の殺滅が可能であれば、「滅菌」の指標菌となる芽胞形成菌の殺滅が可能でなくともこれに該当し得るという結論を得るために、有識者の聴取内容を意図的に歪曲してその結果報告を作成したとしか考えられない（なお、■警部補がそのような行動に出た動機は、乾熱「殺菌」に疑問を呈するとともに、芽胞形成菌の殺滅を要するとの見解を示していた経産省に対して、これらの点で専門家が公安部の見解に沿う意見を述べている旨を誤解させるためと考えるのが自然である。）。

百歩譲って、[REDACTED]警部補が述べた見解のうち有識者が強く異議を唱えなかつた内容を録取した程度であったとしても、それは、有識者の見解を聴取したという評価には到底値しない。

したがって、聴取した事項を記載したとする[REDACTED]警部補の供述は、全く信用することができない。

#### (7) 教授らからの聴取結果報告書が有する経産省への影響

もともと経産省は、本件要件ハについて本件通達以上の明確な解釈基準を有しておらず（平成29年10月6日打合せ、平成29年11月2日打合せ）、実証実験により自ら該非を判定する能力がないと自認しており（平成29年11月7日打合せ）、それゆえ、該非判定に当たっては有識者の見解を重視することを早々に公安部に伝えていた（平成29年10月27日打合せ、平成29年11月2日打合せ）。もちろん、公安部は、貿易管理課との打合せを通じてそのことを認識していた。

その後、上記(3)において既述のとおり、経産省は別件立件を視野に入れた公安部の搜索・差押えに横車を押すという動機の下、省令解釈としての合理的な根拠に基づかない本件要件ハ検査機関解釈を容認し、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき肯定的な回答を行う方針に転換した。

もっとも、経産省は、輸出規制の所管官庁として規制対象機器の該非判定について対外的に責任を負う立場にあった。そのため、経産省としては、警視庁との密約に基づいて被控訴人会社に対する搜索・差押えに横車を押すため、本件噴霧乾燥器1が規制要件に該当するという判断を行うにしても、対外的にその該非判定を正当化し得るだけの建前（より有体に言えば、事後に経産省の該非判定が誤っていると評価された際の経産省自身の保身の根拠）が必要だった。

実際、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を容認するにあたっては、「ペスト等の危険性の高い菌が死滅すれば殺菌という有識者の見解を支持するとの点については、既に上層部で決めたこと」（平成30年2月27日打合せ）という経産省のコメントにも表れているように、本件要件ハ検査機関解釈と「殺菌」解釈に係る有識

者の見解が合致していることが不可欠の前提となっていた。

このように、複数の有識者が本件要件ハ検査機関解釈に合致する見解を説明する聴取結果報告書は、経産省が本件各噴霧乾燥器を規制要件該当と判断する拠り所を与える結果を招來した。

#### (8) 小括

以上のように、█████教授ら有識者の聴取結果報告書は、本件要件ハの解釈基準を本件通達以上に何ら有していなかった経産省にとって、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当するとの判断を行うためには不可欠な資料であった。そして、公安部（特に█████警部補）は、経産省にとっての有識者見解の重要性を認識していながら、これを逆手にとって虚偽記載を含む聴取結果報告書や、ミスリーディングな聴取結果報告書を作成した。

そして、経産省は、打合せの場や検査関係事項照会の添付資料として上記の聴取結果報告書の提出を受け、本件要件ハ検査機関解釈が国内の有識者によって支持されていると誤解させられ、その内容を前提として公安部の照会に回答した。

そうすると、経産省は、自身が不可欠と考えていた有識者の見解につき内容不正確な資料に依拠して回答していたことになるから、経産省の回答に合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかであるし、その回答に不可欠であることを認識しておきながら、意図的に不正確な資料を提供して回答を求めたのは他ならぬ公安部自身であったことになる。したがって、公安部が経産省の照会回答に依拠して本件要件ハ検査機関解釈を採用し、または、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性を判断したことには、客観的に合理的な根拠が欠如していたといわざるを得ない。

### 5 検察官の法令解釈に関する原審の判断の不当性

#### (1) 総論

原審は、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことの違法性を否定し、これを前提として、█████検事による本件勾留請求及びその延長請求並びに本件公訴提起に関しても、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことの違法性を否定した（原判

決64頁)。

しかし、上記のように、公安部と経産省の間の打合せ内容からすれば、公安部が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことには合理的な根拠が客観的に欠如していた。

そして、本件の検査を指揮した■■■検事らは、公安部から、経産省検査メモ等を通じ、その内容の共有を受け、公安部と経産省の間でなされたやり取り等を本件勾留請求の時点では既に知っていた。それにもかかわらず、■■■検事は、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を容認し、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につき肯定的な回答を行った合理的な根拠があるかについて、何ら追加検査を行わなかった。

したがって、■■■検事による本件勾留請求等に関しても、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことには合理的な根拠が客観的に欠如しており、■■■検事による本件勾留請求等はその観点からも違法であった。

以下詳述する。

(2) ■■■検事の前任の■■■検事は、公安部と経産省との間でなされたやり取りの内容を知っていたこと

本件の検査は、東京地検公安部において当初は■■■検事が担当していたが(甲176の1)、その後に■■■検事(以下「■■■検事」という。)に交代し(甲176の2)、さらに■■■検事へ交代となった(甲176の3)。このうち■■■検事は、公安部からの検事相談に際して経産省検査メモの共有を受けていた。

すなわち、■■■検事は、平成31年4月28日、公安部からの検事相談において、「AG規制文言の落とし込みの変遷」と併せて、「殺菌の定義」、「AGガイドブック」、「各国の輸出状況・判断」及び経産省検査メモの内容につき、以下のとおり指摘した(甲176の2)。

(殺菌の定義について)

- ・ 「定置したまま殺菌できる」の定義が定まっていないのが問題。
- ・ あいまいな定義では大川原からすると、今言われたなら分かるけ

ど、当時は教えてもらってないし、そう思ってなかったとなる。

- ・ なので、当時の状況をもってしても、大川原の殺菌できないという解釈はおかしい、そうとはいえないというものを出さなければならない。
- ・ 要は、ハを当時の状況で合理的に説明できるのかどうか。

(A G ガイドブック、各国の輸出状況・判断について)

- ・ どこが作っているか、日本は作成に関わっているのか
- ・ 噴霧乾燥機の特徴説明ではなくて、ハの定置したまま滅菌殺菌とはどういうものかと説明しているものはないか。(ちなみに、これは相島(被控訴人代理人注: 亡相嶋)の抗弁となっている。)
- ・ 社長のメモにも他の国も許可を取っていないという供述があった。
- ・ 外国ではハをどのように判断していたかを明らかにして欲しい

(経産省捜査メモについて)

- ・ メモを見ると、■補佐は当初は尻込みしていた。
- ・ 経産省にも非があることは分かっている。支えられないよ、という言葉があったと思うが、なぜ経産省は意見が変わったのか。
- ・ 該非の照会に対する回答が「該当すると思われる」とぼやかしている。
- ・ 経産省の判断は警察の資料に基づくということであるが、経産省は大丈夫なのか。
- ・ 該非の判断は公判で必ず弁護人がついてくる。
- ・ それに経産省が耐えられるだけの理論武装を持っているかどうかを明らかにしてほしい。

(甲176の2より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人によ

る。)

このように、■検事は、公安部からの報告を受けて、経産省が本件省令の「殺菌」の定義を定めていないことを認識し、輸出当時の状況から「合理的に説明できるか」を捜査するよう指示した。

また、■検事は、経産省捜査メモを見て、経産省が当初本件省令に「欠陥」「不備」があると自認していたことや、本件要件ハ捜査機関解釈の採用や本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につき当初否定的であったにもかかわらず見解を変遷させたことを認識し、「なぜ経産省は意見が変わったのか」、弁護人が必ず攻撃すると予想される該非判断につき「経産省が耐えられるだけの理論武装を持つているかどうか」を捜査するよう指示した。

さらに、■検事は、本件省令に基づく輸出規制がAG合意を背景とすることも認識し、公安部に対して、AG合意において本件省令の本件要件ハに相当する要件がどのように説明されているかや、外国が当該要件をどのように判断していたか捜査するよう指示した。

なお、既に述べたように、経産省の方針が変わったのは都合13回の打合せのうち12回目（平成30年2月8日）であるところ、当初の経産省側の反応を含めその経緯を正解している■検事の反応を見るに、■検事は、少なくとも今回被控訴人らが提出した経産省捜査メモは全て見ていたと解される。

### (3) ■検事と公安部の検事相談

■検事は、令和元年6月に東京地検公安部に赴任し、本件を■検事から引き継いだ。■検事は本件の担当交代にあたり、■検事から引継ぎを受けていた（甲176の4）。

#### ア 令和元年6月20日検事相談

■検事は、令和元年6月20日、■検事と交代してから初となる公安部からの検事相談を受け、公安部から、事件概要及び公安部側の着手希望時期の説明を受けた（甲176の3）。

これに対して■検事は、「まだ着任したばかりで、受け取った書類にまだ

目を通せていない。とりあえずは、書類を読んだ上で、補充捜査が必要なものがあるかを確認する」と述べた。

#### イ 令和元年7月5日検事相談

■ 検事は、令和元年7月5日、公安部からの検事相談を受け、以下のとおり述べた（甲176の4）。

- ・ ■ 検事から7月に着手希望という引継ぎは受けていた
- ・ 先行呼び出しを検討しているが、誰に当たるかはこれから検討する。念のため経産省を先に確認しておきたい。
- ・ (検) 日本の他の噴霧乾燥機メーカーは許可はとっているのか。  
(当) ナンバー2の会社は許可を取っている。それ以外は業界全体がいい加減で許可をとっていない。
- ・ (検) 他の会社も取っていないのか。  
経産省の職員と被疑会社とのやりとりで、経産省は機械が該当となると把握していた訳なのに、申請が上がってこないことをおかしいと思わなかったのか。そこも気になる。  
(当) そこは経産省の体質と言わざるを得ない。

(※被控訴人代理人注：(検)は ■ 検事、(当)は公安部である。)

(甲176の4より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

#### ウ 令和元年8月13日検事相談

■ 検事は、令和元年8月13日、公安部からの検事相談を受け、その際、「今のところ、経産省関係者から事前に聴取することはない。最終的に決裁を上げた際に、経産省に確認するよう上からの指示があれば、確認することになるが、今の段階ではない。」と述べた（甲176の5）。

#### エ 令和2年3月24日検事相談

■ 検事は、被控訴人大川原らの逮捕後である令和2年3月24日、公安部からの検事相談を受け、以下のとおり述べた（甲176の6、甲176の

7)。

- ・ 二次ガサで押収したメールを見たが、被疑者らの任意調べ期間におけるメール内容とこれまでに作成した調書との間に齟齬が生じている。
- ・ 弁護士の主張は規制内容とAG原文とは異なるというものであるが、なぜ弁護士がここまで主張してくるのかが気になる。その主張をしているのが大川原だけならば、問題ないのだが、その主張が業界（噴霧乾燥器メーカー）においてどれだけ受け入れられているのかが重要である。

(甲176の6より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

- ・ 大川原は潜在的な微生物は何が潜んでいるか分からぬから炭疽菌も含むとして、AGのALLを全部にかけているが、ALLがかかるのは滅菌だけ。全然言っていることがおかしいので気にもしていない。AGの規定からするところのは当たらないとしているが、AGの規定の読み方を間違っている。
- ・ 業界の常識でそう思っているといっているが、他にも当たらないと言っている人たちがいるとまずい。解釈自体が、規定がおかしいという前提であれば起訴できない。業界の一般的な捉え方も被疑会社寄りであれば起訴できない。

彼らの言い分も一理あると言うことだと起訴できない。

捜査段階では検証していないのか。

- ・ 彼らが殺菌の定義が曖昧だから経産省にハッキリして欲しいと言っていたのに経産省が何も言っていないくてそれが悪くて最近になって出して遅すぎるという主張が理が通るのであれば。経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。

- ・ そういう整理でやってきたと思っていた。そうでないと不安になってきた。大丈夫か。私が知らないことがあるのであれば問題だ。
- ・ 正確に報告していない。過少報告。任意の島田供述は痛いと思う。
- ・ 相嶋もニュアンスが違う。任意では島田は認め扱い、社長、相嶋も曖昧ながら犯意を認めているという仕切りだった。任意の時に否認しているつもりだったのか。

(甲176の7より抜粋。「・」、黒字及び下線は被控訴人代理人による。)

(4) ■ 検事が本件勾留請求等を行うにあたり、本件要件ハ検査機関解釈を採用したことに対する客観的合理的な根拠がなかったこと

ア ■ 検事は、■ 検事からの引継ぎを通じて、「殺菌」の概念に関する経産省の見解等に変遷があったことを認識していたこと

上記(2)で述べたとおり、■ 検事の前任の■ 検事は、公安部から経産省検査メモの提供を受け、遅くとも平成31年4月28日の時点で、経産省が本件省令の「殺菌」の定義を定めていないこと、経産省が経産省が当初本件省令に「欠陥」「不備」があると自認していたことや、本件要件ハ検査機関解釈の採用や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき当初否定的であったにもかかわらず見解を変遷させたことを認識していた。そして、「殺菌」の定義が輸出当時の状況から「合理的に説明できるか」、経産省が見解を変遷させた根拠、経産省の該非判定にかかる「理論武装」の有無を確認するように指示していた。

一方 ■ 検事は、■ 検事から本件の引継ぎを受けていた。

そうすると、■ 検事は、■ 検事からの引継ぎを通じて、経産省が「殺菌」の定義を定めていなかったことや、公安部との打合せの過程で、本件要件ハ検査機関解釈の採否や、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する見解を変遷させていたことを把握していた（少なくとも、容易に気付き得た。）。

イ ■ 検事自身、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした経産省の対応に疑問を感じ公安部に問い合わせたにもかかわらず、その理由につき具体的な説明を受けて

いなかったこと

■ 檢事自身も、令和元年7月5日、公安部に対し、日本の他の噴霧乾燥器メーカーが許可を取っているか問い合わせ、業界ナンバー2の会社以外は取得していなかったことを回答により認識した（なお、実際には、■は「業界ナンバー2」ではなく（原告大川原2頁）、公安部による誇張である。）。

また、■検事は、「経産省の職員と被疑会社とのやりとりで、経産省は器械が該当となると把握していた訳なのに、申請が上がってこないことをおかしいと思わなかったのか。」と述べて（甲176の4）、■検事とは違う観点から、本件要件ハ検査機関を前提とした経産省の見解の合理性に疑問を感じ、これを公安部に問い合わせていた。つまり、■検事は、経産省が当初から本件要件ハ検査機関解釈を採用していたのなら、被控訴人会社の器械は輸出規制該当品となる（実際にそう回答している（丙3）。）はずだから、被控訴人会社と本件省令制定前から直接やりとりをしていた経産省が被控訴人会社からの申請が1件もないことを不審に思わないのは不自然だと感じていた。しかし、■検事の疑問に対する公安部の返答は、「業界全体がいい加減」「それは経産省の体質」という、不分明で具体性のないものだった。

なお、上記のやり取りは、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する■の供述調書（丙4）が作成された約3週間後のものである。

このように、■検事自身、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした経産省の対応に疑問を感じ公安部に問い合わせたにもかかわらず、その理由につき具体的な説明を受けていなかった。

ウ ■検事は、公訴提起直前にも、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかった実態の報告を受けたにもかかわらず、その合理的な理由の説明を受けていなかったこと

■検事は、令和元年3月24日、検事相談に訪れた■警部補から、「他のメーカーは非該当で判断しますと、それでいいんですか」「法令が曖昧で、他のメーカーは非該当と判断します」（証人■22頁及び23頁、証

人 ■ 25 頁及び 27 頁) 等と、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかった実態の報告を受けた。

この報告を受けた ■ 檢事は、 ■ 警部補に対して、「そんな話、聞いてないよ」 「公判が持たない」 「他のそんな話、今までしてませんでしたよね」 等と怒りだした (証人 ■ 27 頁)。この ■ 檢事の発言は、検事相談メモ (甲 176 の 7) でも、「解釈自体が、規定がおかしいという前提であれば起訴できない。業界の一般的な捉え方も被疑会社寄りであれば起訴できない。彼らの言い分も一理あると言うことだと起訴できない。捜査段階では検証していないのか。」 「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」 「そういう整理でやってきたと思っていた。そうでないと不安になってきた。大丈夫か。私が知らないことがあるのであれば問題だ。」 と残されている。

■ 警部補はこれに対して、 ■ 警部から連絡させる旨を返答し、 ■ 警部が ■ 檢事に連絡を取った。しかし、 ■ 警部は、 ■ 檢事に対して、「業界の一般的な捉え方」 や「犯行当時」 の「判断基準」 を説明することもなく、他のメーカーの件も立件するとの趣旨を説明したにとどまっている (証人 ■ 27 頁及び 28 頁)。

この点、 ■ 檢事は ■ 警部補から報告を受けた事実を否定する趣旨を述べている (証人 ■ 21 頁)。しかし、メモの記述と ■ 警部補の供述は、「業界の一般的な捉え方」 や経産省の解釈基準が犯行当時に明確になっていたかが問題となったことで整合し、 ■ 檢事がそれまで認識していなかった事実の報告を受けて動搖している点や、公判ないし公訴提起に不安を抱いたことに言及する点、 ■ 檢事が「私が知らないことがあるのであれば問題だ。」 と述べているにもかかわらず、 ■ 警部から連絡することとなったために別の話題に転換したとみられる点等、全く矛盾しておらず、文脈としても不自然なところはないから、 ■ 檢事の供述に信用性はない。

そして、この時 ■ 檢事が ■ 警部補から聞いた新情報は、業界の許可取得

実績がほとんどなかった件ではなく、それが経産省の法令解釈が曖昧であったことに起因する点であったと解される。

すなわち、■検事は、令和元年7月5日の段階で、業界ナンバー2のメーカーのみが許可を取得しており、それ以外のメーカーは許可を得ていなかったことを聞いている。したがって、令和2年3月時点の■検事にとって、業界の許可取得実績が少なかったこと自体は新情報ではない。

しかし、令和元年7月の時に公安部から説明があった業界の許可取得実績が少なかったことの原因は「業界全体がいい加減」だから、つまり、規制当局である経産省の法令解釈が曖昧だからではなく、業界側が法規制を遵守していないことにあったとのものであった。なお、この時の面談は公安部から■警部と■警部補が出向いていることから、上記の公安部の説明は■警部が行ったと推測される（証人■22頁及び23頁とも矛盾しない。）。

翻って、令和2年3月の段階では、■警部補から、業界の許可取得実績が少なかったことの原因が業界側ではなく、むしろ経産省側の法令解釈が曖昧であったことに起因していたことを聞いた。すなわち、■警部補は、「法令が曖昧で、」つまり経産省の法令解釈が曖昧だったから、「他のメーカーは非該当と判断してます」と報告した。それゆえに、■検事は、「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」「そういう整理で」つまり、経産省の法令解釈は明確だったという整理で「やってきたと思っていた。」「そうでないと不安になってきた。大丈夫か。私が知らないことがあるのであれば問題だ。」と述べて、公安部から受けた説明が従前のものと異なった（ないしは初耳だった）ことに憤慨したと考えられる（■検事の反応を受けた■警部補としては、以前の説明を行ったのが■警部であったため、■警部から連絡させると述べるほかなかったのであろう。）。

以上のように、■検事は、公訴提起直前の令和2年3月24日にも、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかった実態の報告を受けたに

もかかわらず、その合理的な理由の説明を受けていなかった。

エ アないしウにもかかわらず、■ 檢事は、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用するに至った根拠や、本件各噴霧乾燥器の該非判定に係る根拠につき、何ら追加検査を行わなかつたこと

上記アないしウで述べたとおり、■ 檢事は、①■ 檢事からの引継ぎを受けて「殺菌」の概念に関する経産省の見解等に変遷があったことを認識し（ア）、②■ 檢事自身も経産省の対応に関する疑問を抱き（イ）、③公訴提起直前には、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかつた実態の報告を受けていた（ウ）。

本件要件ハの該当性が客観的構成要件の唯一の争点である以上、上記のいずれか1つの事実をもってしても、通常の判断能力を有する検察官であれば、公安部との打合せで本件要件ハ検査機関解釈を採用することに否定的であった経産省がその方針を転換したことや、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断につき、合理的根拠があるかを確認することが必要と考えるには十分であった。実際、■ 檢事はその確認を公安部に指示している。

それにもかかわらず、■ 檢事は、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用するに至った根拠や、本件各噴霧乾燥器の該非判定に係る根拠につき、何ら追加検査を行わなかつた（証人 ■ 19頁）。

## (5) 小括

以上のとおり、■ 檢事は、■ 檢事からの引継ぎを通じて、「殺菌」の概念に関する経産省の見解等に変遷があったことを認識していた。また、■ 檢事自身、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした経産省の対応に疑問を感じるとともに、公訴提起直前にも、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかつた実態の報告を受けたが、これらにつき公安部から具体的な理由の説明は受けていなかつた。

実際に■ 檢事がそうしたように、通常の判断能力を有する検察官であれば、

上記のいずれかの段階で、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用するに至った根拠や、本件各噴霧乾燥器の該非判定に係る根拠につき、追加検査を行うべきと考えるには十分であった。

それにもかかわらず、[REDACTED] 検事はこれらの追加検査を行わずに本件勾留請求等を行った。

仮に [REDACTED] 検事が、経産省検査メモを突き合わせて [REDACTED] や [REDACTED] に事情聴取を行う等の追加検査を行っていれば、経産省と警視庁の密約のほか、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことや、当該解釈を前提に本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性を判断したことに合理的な根拠が客観的に欠如していることも気付き得た。

そして、これらの追加検査を行わないままなされた公訴提起も、合理的な判断過程に基づいたものとは言えない。

したがって、[REDACTED] 検事による本件勾留請求及びその延長請求並びに本件公訴提起は、本件要件ハ検査機関解釈の採用を前提とした観点からも、国賠法上違法である。

### 第3 最低温箇所の検査における違法について

#### 1 総論

原判決は、本件各噴霧乾燥器内部の最も温度が上がらない箇所（以下「最低温箇所」という。）の検査の違法性について、①公安部は、被控訴人会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋から本件各噴霧乾燥器にはマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座、導圧管等は極端に温度が低いとの供述や、被控訴人会社の従業員らから本件各噴霧乾燥器の測定口は構造上熱風が流れにくいくことから温度が上がりにくいはずであるとの供述を聞き取っていたこと、②被控訴人会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋や被控訴人会社の従業員らは、検査機関が最低温箇所を特定するために事情聴取を行った [ ] の担当者とは異なり、自社製品である本件各噴霧乾燥器の構造を熟知しているのは明らかであること、③亡相嶋及び被控訴人会社の従業員らの供述は、具体的な箇所を特定するものであり、更に測定口に関しては温度が上がりにくくなる理由を説明していることを挙げ、これらの事情からすると、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性について合理的な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を見極めるうえで、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な検査であると判断した。

そのうえで、④被控訴人らの弁護人が公判前整理手続中に証拠提出をした再実験の結果の内容や、当該実験結果を受けて、検察官において再度実験を行ったものの、有罪立証を行うに至らず、公訴取消しに至ったことからすると、再実験を行つていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたといえるとし、公安部において通常要求される検査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を得ることができたといえるから、本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たるとして、被控訴人会社及び被控訴人大川原ら3名に嫌疑があるとした公安部の判断は合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかであり、それにもかかわらず漫然と被控訴人大川原ら3名を本件各事件について逮捕したことは国賠法1条1項の適

用上違法であると認定した。

上記のとおり、原判決は、公安部において通常要求される捜査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を得ることができたにもかかわらず、漫然と被控訴人大川原ら3名を本件各事件について逮捕したことが国賠法1条1項の適用上違法であるとしており、あたかも公安部において、通常要求される捜査を遂行しなかったという捜査不足の過失があり、それが本件各逮捕の違法の根拠であるかのような認定を行っている。

しかし、公安部は、単に通常要求される捜査を遂行せずに漫然と逮捕に及んだといいうものではなく、実際に収集された本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の認定に不利となる証拠（消極証拠）を殊更無視して、本来立件されるべきでない事案を、「事件」としていわば故意により、少なくとも故意に比肩すべき重過失により捏造したものである。

原審は、上記の点において捜査の違法性の程度にかかる事実につき、本来認定可能な事実を一部認定しなかったことで違法性の重篤性の評価を誤ったものであり、その結果、原判決において被控訴人らが賠償されるべき損害額が不当に低く認定されており、相当でない（下記2及び3）。

また、原判決は、検察官による第1事件及び第2事件の公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求との関係で、結論において、被控訴人会社ら3名に有罪と認められる嫌疑があるとした判断は合理的な根拠を欠く違法なものと認定したが、公安部による捜査の違法性に関する判示と異なり、上記の根拠を確認しないまま「漫然と」公訴提起を行ったとは判示せず、その過失を過小評価しており、同様に相当ではない（下記4）。

以下、詳述する。

## 2 公安部が測定口に関する消極証拠を殊更に無視したこと

### (1) 序論

公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を採用し（なお、公安部が本件要件ハ捜査

機関解釈を採用したことについて、合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであることは、上記第2で述べたとおりである。）、同解釈を前提としたうえで、①大腸菌（本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌の一つ）は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②（本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所を「ダクト内」と特定したうえで）本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの実験結果（以下「本件温度実験結果」という。）等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた（原判決69頁ないし72頁）。

上記の点に関して公安部が行った実験やその判断の根拠となった実験結果としては、主に、①に関しては、平成30年5月の■准教授による大腸菌を用いた実験、②に関しては、本件噴霧乾燥器1につき平成30年3月及び同年7月の温度実験、本件噴霧乾燥器2につき令和元年5月の温度実験が挙げられている。

上記のとおり、公安部は、本件要件ハ検査機関解釈を前提とし、上記①②の各実験結果等から本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したのであるから、上記①②の各実験結果等が事実に反する場合、具体的には、公安部の想定する最低温箇所とは異なる箇所が最低温となる場合は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するという結論が覆る可能性がある。

したがって、上記①②の実験結果等の真実性・正確性に疑義を生じさせる事象や消極証拠を発見した場合には、その真偽や内容の評価に必要な検査を尽くす必要があったといえる。

## (2) 経産省との打合せを経た公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定することが本件立件に当たっての最重要事項と認識していたこと

上記第2・2(2)において述べたとおり、公安部は、平成29年10月から平成30年2月にかけて、経産省と本件省令の解釈及び本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当するかにつき打合せを行い、経産省からそれらに関する見解を聴取していた。

その際、公安部は、経産省側から、被控訴人会社が本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないと反論する可能性があること、その反論が器械内部の滅殺菌性能に焦点を当てたものとなることが予想されること、及び、当該反論と同旨の理由から、経産省が該非判断において非該当と判断する可能性や、公判での本件要件ハ該当性の立証に困難が生じる可能性がある旨の指摘を受けていた。

すなわち、公安部は、経産省から、

- ・平成29年10月13日打合せ（打合せ2回目）

「大川原は何らかの理由をもってハを非該当としていると思われ、それを第三者が該当と判断するためには、誰もが納得する方法で、該当器が滅菌または殺菌できることを証明する以外に無い。」

- ・平成29年10月27日打合せ（打合せ3回目）

「噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある。」

- ・平成29年12月15日打合せ（打合せ7回目）

「ペスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反論した場合、METIとして勝てないことから、該当と判断することができない。」

- ・平成30年1月26日打合せ（打合せ10回目）

経産省が当時非該当と判断する可能性が高いと考えていた理由を説明するにあたり、「温度のデットポイント等々色々細かな疑問はある」

等の指摘を受けていた（甲166の2・3・7・10）。

なお、経産省は、実際にも公安部との打合せと並行して、噴霧乾燥器の「乾燥室内部にはデッドスペースがあり、それらを含めて必要な殺菌効果があるかはユーザーがあらかじめ仕様を提示し、実際に設計されたとの運転の経験を経て得られるものであると考えるがどうか」として、AGの規制要件の該非判断において「デッドスペース」の滅殺菌性能が求められるかにつき、いわゆる設計思想の観点からもAG参加諸外国に照会を検討していた（甲167・5頁、証人 ■■■ 2

1頁～24頁)。

以上のとおり、経産省は、噴霧乾燥器内部に温度の上がりにくい箇所（「デッドポイント」ないし「デッドスペース」）が存在し、当該箇所では本件省令が求める「殺菌」が出来ないのでないかという懸念を有しており、公安部に対して、打合せの中で複数回にわたり当該懸念を伝えていた。そのため、公安部は、遅くとも経産省から指摘を受けた平成29年10月以降、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を特定することが本件立件（規制要件該当性の立証）に当たっての最重要事項と認識していた。

(3) 公安部は、自らの最低温箇所特定に係る各実験後、本件逮捕前に、亡相嶋を含む被控訴人会社従業員複数名から、測定口が最低温箇所となる可能性があることを聴取していたにもかかわらず、測定口に関する検証を全く行わなかったこと

ア 公安部が、自らの最低温箇所特定に係る各実験後、本件逮捕前に、亡相嶋を含む被控訴人会社従業員複数名から、測定口が最低温箇所となる可能性があることを聴取していたこと

公安部は、上記のとおり本件噴霧乾燥器1にかかる最低温箇所の特定に係る証拠資料を収集し、これに基づいて許可を得て、平成30年10月3日、被控訴人会社及び被控訴人大川原らの自宅への搜索差押えを行った。

その後、被控訴人会社の役職員は、公安部による数多くの任意取調べに応じてきた。そして、本件各噴霧乾燥器の設計を行った亡相嶋を含む被控訴人会社の複数の役職員から、公安部が最低温箇所として想定していなかった部分が被控訴人会社製の噴霧乾燥器の最低温箇所となる可能性の指摘を受けた。

すなわち、被控訴人会社従業員である[REDACTED]は、平成30年12月25日の公安部による取調べの際、被控訴人会社製の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する箇所が存在し、当該箇所は袋小路になっているため、熱風が流れないので理由により温度が上がらないはずである旨を供述した（甲23、証人[REDACTED]7頁、証人[REDACTED]8頁）。

同様に、被控訴人会社従業員であった[REDACTED]は、平成30年12月1

4日の公安部による取調べの際、被控訴人会社製の噴霧乾燥器内部の乾燥室内及びサイクロン付近にあるセンサー部分は袋小路になっており熱風が通り抜けないため温度が上がりにくく、相当温度が低くなるはずである旨を供述した（甲24、証人■7頁、証人■8頁）。

また、被控訴人会社従業員である■は、平成30年12月25日の公安部による取調べの際、被控訴人会社製の噴霧乾燥器内部には、測定口などの熱風が流れにくい箇所が複数あり、その箇所は温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲25、証人■29頁）。

被控訴人会社従業員である被控訴人■は、平成30年12月25日の公安部による取調べの際、被控訴人会社製の噴霧乾燥器内部には、空気の流れにくい箇所が複数あり、これらの箇所は熱風によっては温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲26）。

さらに、本件各噴霧乾燥器の設計を担った、被疑者本人であった亡相嶋は、平成31年1月24日頃の公安部による取調べの際、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない」と供述した（甲27、証人■8頁・33頁）。なお、公安部の捜査員は、亡相嶋が被控訴人会社の役職員の中でも特に噴霧乾燥器の構造に詳しいとの認識を有していた（証人■45頁、証人■35頁、証人■9頁）。

イ 公安部は、上記アのとおり聴取したにもかかわらず、測定口に関する検証を全く行わなかったこと

最低温箇所に関する被控訴人会社の役職員による上記各供述（以下「本件各供述」という。）は、自社製品である本件各噴霧乾燥器の構造を熟知した被控訴人会社の役職員によってなされたものであり、その内容も、公安部が当初最低温箇所として考えていた箇所とは異なる箇所が最低温箇所となる可能性があることを示すものである。

また、本件各供述は、測定口の特徴を示す点で共通し、具体的な箇所を特

定するものであり、温度が上がりにくくなる理由まで説明している。このような本件各供述の内容及び性質に照らせば、本件各供述は、本件温度実験結果の真実性・正確性に疑義を生じさせるものであり、その真偽や内容の評価に必要な捜査を尽くす必要があったものである。

実際、本件各供述における指摘は捜査メモとして公安部内で共有されており（甲23、甲24、証人 [ ] 7頁、証人 [ ] 8～9頁）、捜査会議でも報告されていたことから（証人 [ ] 20頁）、捜査員の属人的な認識に留まっていたものではない。加えて、本件各供述で言及された測定口の箇所は、本件噴霧乾燥器1の実験の時点で既に捜査員にも認知されていた（証人 [ ] 30頁。測定口にあたる箇所は外観上目視できる場所にあり（甲15・資料2写真1、4、5、甲17・資料2写真1、5、6、甲20・資料3写真5～8）、捜査員も容易にその存在を認識し得るものである。）。

中でも [ ] 警部補は、上記のような本件各供述の内容及び性質に照らし、立件後の公判において弁護人から同旨の主張がなされることが予想されると考え、 [ ] 警視や [ ] 警部といった捜査幹部に対し、再度実験をするべきである旨を進言した。しかし、 [ ] 警部は、「従業員の言い訳だ、信じる必要はない。」、「(温度が) 出なかつたらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのか」などと述べ、「余計なことをするな」という指示を行った（証人 [ ] 9頁・34頁、証人 [ ] 8頁）。実際の [ ] 警部の発言の細かな文言は措くとしても、公安部が測定口に係る検証を行った形跡は本件一件記録上も全く見当たらない。

このように、本件各噴霧乾燥器の構造を熟知している被控訴人会社の複数の役職員が、公安部も認知していた器械の同じ箇所につき、同じ原理で最低温箇所となる可能性を指摘し、さらには捜査員からも再度本件各噴霧乾燥器の内部の温度測定を行うべきであるとの意見が出されているにもかかわらず、その検証を全く行っていなかった。そうであるとすれば、公安部は、測定口が自らの特定した最低温箇所よりも低温となる（可能性がある）ことを認識

しつつ、そのことを示す消極証拠を殊更に無視したというほかない。

なお、■警部の■警部補に対する具体的な発言は、これが事実であるとすれば常軌を逸しているにせよ、上記の評価はその存否に関わらない。

(4) 公安部は、本件噴霧乾燥器の温度実験に際して、測定口の存在を実際に認識し、かつ、その温度が低温であることをも認識していたこと

公安部は、令和元年5月9日、■株式会社（以下「■社」という。）社長の■（以下「■社長」という。）の立ち会いの下、同社所有の本件噴霧乾燥器2の同型機種L-8iを用いた温度実験を行った（以下「本件L-8i温度実験」という。）。

このとき、■社長は、本件L-8i温度実験を行う捜査員複数名に対し、測定口内部（「内部温度計挿入管内」）及び製品回収容器内部（「試料回収容器内」）は温度が上がりづらい旨を指摘し、それらの箇所を含む噴霧乾燥器の様々な場所を手で触るよう促した。そして、本件L-8i温度実験を行った捜査員の「何人か」は、■社長の指摘を受けて「色々と触って、熱の上がり具合を確認していた」（甲165）。

捜査員が■社長の指摘を受け、■社長の指摘した箇所を触っていたことは実験を行った■警部補も証言しているところ（証人■10頁）、■社長が低温となる可能性を特に指摘した箇所は上記2か所であり、捜査員が「色々と」、つまり、複数の箇所を触って確認していたことからすると、この時捜査員は、回収容器下部はもちろん、測定口も外から触って温度が出ていないことを確認したと考えられる。

しかし、それにもかかわらず、捜査員から■社に対し、どの部分が最低温箇所になるか、あるいは測定口の温度がサイクロン下部や排気口より低くなるかといった質問はされることはなく（証人■31頁、証人■18頁）、測定口の温度も測定されなかった。

このように、公安部は、本件L-8i温度実験時においても、実験に立ち会った■社長から、測定口にあたる箇所、及び製品回収容器の内部は温度が上

がりづらい旨が指摘され、実際に捜査員は、測定口や製品回収容器に触れ、その温度が人肌で触れられる程度に低くなっていることを認識したが、測定口の検証を一切行わなかった。そうすると、公安部は、測定口が自らの特定した最低温箇所よりも低温となることを認識しつつ（上記(3)とは異なり捜査員が触って知覚している。）、そのことを示す消極証拠を殊更に無視したというほかない。

#### (5) 小括

以上のように、公安部は、測定口に関して、被控訴人会社の役職員の供述や、本件L-8 i 温度実験を通じ、測定口が自らの特定した最低温箇所よりも低温となることを認識しつつ、そのことを示す消極証拠を殊更に無視した。

3 公安部は、本件L-8 i 温度実験において、製品回収容器底部が自らの特定した最低温箇所よりも低温となることを実験結果に基づき明確に認識したにもかかわらず、当該実験結果を示す事実を隠蔽したこと

(1) 本件L-8 i 温度実験の結果、実際に測定された3か所のうち、製品回収容器底部が最も低温であった事実が判明したこと

本件L-8 i 温度実験後、公安部の捜査員は、実験結果を記した捜査メモ（以下「本件捜査メモ」という。）を作成した（甲173の1）。

同メモの「6 実験結果」によれば、温度測定が行われたのは、排風口（丙14における「装置末端の排風機後にあるダクト内」）、サイクロン中間（丙14における「サイクロン下部」）、及びサイクロン底（製品回収容器の底部）の合計3箇所である。

そして、■■■社長も最低温箇所となる可能性がある箇所として指摘した製品回収容器にあたるサイクロン底は、100℃以上であった時間はわずか30分であり、最高温度も107.5℃と他の箇所に比べて明らかに低い温度であった（甲173の1、証人■■■10~12頁、証人■■■11頁、証人■■■13~14頁）。

なお、■■■准教授による大腸菌の殺菌に関する実験結果からすれば、捜査機関

が「殺菌」性能に必要と考えていた条件は100℃から90℃を2時間維持することと考えられる一方で、本件L-8i温度実験にかかるハイパーサーモクロント測データ（甲173の2）からは、サイクロン底（製品回収容器）の温度は一時期50℃程を記録した後、ほとんどの時間帯は、80℃程度であったことが見て取れる。また、[■]警部補は、捜査員は製品回収容器の底を手で触ったり、赤外線の温度計を使って温度を測定したが、温度はそれほど高くはなかった旨を証言している（証人[■]10頁）。

(2) 公安部は(1)の実験結果を受け、殺菌を要する「内部」と捉えていた製品回収容器下部を、合理的根拠もなく「内部」から外す判断を下すとともに、虚偽の温度測定結果報告書を作成したこと

本件L-8i温度実験の結果は、[■]警部補から捜査幹部に報告された（証人[■]37頁）。しかし、[■]警部は、[■]警部補ではなく[■]巡査部長に報告書の作成を指示し、[■]巡査部長はこの指示を受けて、令和元年5月15日付け温度測定結果報告書（丙14）を作成した。同報告書は、捜査幹部がその内容を確認し、決裁がなされた（証人[■]12頁）。

しかし、以下に示すとおり、公安部は(1)の実験結果を受け、殺菌を要する「内部」と捉えていた製品回収容器下部を、合理的根拠もなく「内部」から外す判断を下した。そして、経産省への照会回答に当たり送付することを念頭に置き、あえて虚偽の記載を含む温度測定結果報告書を作成した。

ア 公安部は、本件L-8i温度実験の実験結果を受け、殺菌を要する「内部」と捉えていた製品回収容器底部を、合理的根拠もなく「内部」から外す判断を下したこと

本件L-8i温度実験の当時、公安部は、L-8iの製品回収容器はサイクロンとの間を遮るダンパーがなく構造上一体であることから、サイクロンの一部であるとして「殺菌」を要する噴霧乾燥器の「内部」にあたると捉えており、本件L-8i温度実験より前に行われたL-8iの温度実験においても、製品回収容器底部の温度を測定していた（証人[■]10～12頁、3

6～37頁、証人 [ ] 11頁)。そして、本件L-8 i 温度実験においても、公安部は、「サイクロン下部」、「排風機後のダクト」のみならず、製品回収容器の底部を加えた合計3箇所の温度を測定した(甲173の1、証人 [ ] 10～12頁、証人 [ ] 11頁、証人 [ ] 13～14頁)。なお、公安部が本件L-8 i 温度実験の際に製品回収容器をサイクロンの一部と捉えていたことは、同日に作成された捜査メモ(甲173の1)において、サイクロン下部及び製品回収容器底部を、それぞれ、「サイクロン中間」、「サイクロン底」と表記していたことからも窺われる。

もっとも、本件L-8 i 温度実験後、捜査幹部は、製品回収容器底部の温度が目標に達しなかったことから、これを「殺菌」を要する「内部」に該当しないと整理して捜査を進めることにした(証人 [ ] 12頁、37頁、証人 [ ] 12頁)。そして、本件L-8 i 温度実験に関しては、公安部が測定したのは「排风口、サイクロン中間部のみ」とし、製品回収容器底部の温度を測定した事実そのものを温度測定結果報告書に記載させないこととした(証人 [ ] 12～13頁、証人 [ ] 11頁)。また、これと併せて、「サイクロン中間」は「サイクロン下部」に、「サイクロン底」は「製品回収容器底部」に、それぞれ表記の変更がなされた(丙14)。

しかし、製品回収容器を「殺菌」を要する「内部」に当たらないとした公安部の捜査幹部の判断には、合理的な根拠はなかった。すなわち、この点につき公安部が採用した理由は、本件各噴霧乾燥器に、オプションとして、サイクロンと製品回収容器の境目に弁の機能を持つダンパーの取付けが可能であることであったが(甲173の1)、本件L-8 i 温度実験の時点ではダンパーの存在やその取付けの可否は全く聴取されておらず、実験に用いられた器械にもダンパーは付属していなかったほか(証人 [ ] 32頁)、この点に関して事後的に収集したのも [ ] の推測的供述(丙10資料9)のみという有様であって、ダンパーが取り付けられた場合の温度変化等も全く考慮しておらず(証人 [ ] 44頁及び45頁)、少なくとも合理的な

根拠を収集していたと評価できるレベルには到底ない。

なお、サイクロンと製品回収容器の境目にダンパーを取り付けるには、サイクロンの下に少なくとも約100ミリメートルが必要であるところ、L-8 iにはサイクロンの上下にスペースがないため、ダンパーを取り付ける場合にはサイクロン自体を再設計し、交換する必要があり（被控訴人島田8頁）、オプションで付けられるというものではない。

イ 公安部は、経産省への照会回答に当たり送付することを念頭に置き、あえて虚偽の記載を含む温度測定結果報告書を作成したこと

■ ■ ■ 巡査部長は、丙14の報告書に、公安部が測定した箇所は「装置末端の排風機後にあるダクト内」及び「サイクロン下部」の2箇所であり、これらの箇所にそれぞれ2種類の超小型温度データロガーを設置したと記載し（丙14・2頁）、製品回収容器底部の温度測定結果はもちろん、これを公安部の意思で計測していたことさえ記載しなかった。

また、■ ■ ■ 巡査部長は、極細型熱電対を製品回収容器の底部に設置した経緯について、■ ■ ■ 社が「器械内部の温度状況を独自に把握したい旨」を申し出て、同社で保有する温度測定器「極細型熱電対」を製品回収容器底部に設置したと記載した（丙14・3頁）。しかし、これは事実に反する。実際には、公安部の捜査員が、リアルタイムで製品回収容器底部の温度を知りたいと考え、■ ■ ■ 社から同社所有の極細型熱電対を借りて、製品回収容器の底部に設置したものであった（甲174、証人■ ■ ■ 10頁～11頁）。

公安部が、上記のように、製品回収容器底部の温度を計測した事実そのものが記録上残らないように細工を施した動機・理由は、本件L-8 i 温度実験の実験結果が、本件噴霧乾燥器2の規制要件該当性に関する照会につき経産省から肯定的な回答を受けるために必要であり、その中に本件噴霧乾燥器2の規制要件該当性を疑わせる事実は僅かなりとも記載したくなかったことがあると解される。

すなわち、公安部がダンパーの取付けが可能であることを理由として製品回収容器を「殺菌」を要する「内部」に該当しないと合理的に判断できると本当に考えていたとすれば、経産省に送付する資料に上記のような細工を施す必要性は全くない。ダンパーの取付けが可能であることやそのために必要な作業等に関する検査を行って、経産省にも測定結果を示す実験結果と共に資料を提供すれば済んだ話である。

しかし、公安部はそのような道を取らず、製品回収容器底部を公安部の意で測定した事実及びその結果を隠蔽した。それは、公安部が認識していた経産省の反応からすると、経産省に製品回収容器底部の測定結果を示すと、経産省がいつ本件各噴霧乾燥器を非該当と判断する形に再度方針転換してもおかしくなかったからである。

上記第2・3で述べたように、公安部は、都合13回、期間にして約5か月の打合せの結果、本件要件ハ検査機関解釈の受入れや本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につき一貫して否定的な見解を示していた経産省に対し、最後は公安部長による働きかけを通じて方針転換させることに何とか漕ぎつけた。もっとも、経産省は、■■■が事後的に非該当と判断する可能性を重ねて留保していたように、積極的な回答には終ぞ及び腰であった。

このような状況で、公安部の収集した大腸菌の殺菌実験の結果（■■■准教授の実験結果）を踏まえても、「殺菌」に足りる温度が製品回収容器底部では出なかった事実を経産省に提供すると、その点を理由として、経産省に、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当しない疑念を再度生じさせる可能性があった。当然、その疑念を払拭するには、本件省令の解釈だけでも相当の折衝を要したように、経産省から密度の濃い確認が行われることが予測されるし、ダンパーの取付けが可能であることを理由として製品回収容器を「内部」に当たらないとする整理は経産省との従前の打合せでは俎上に上がっていないかったこともあり、その整理が受け入れられるかは全く不透明でもあった（上記アで述べたように、その整理の合理性を裏付ける説得的な根拠も実際は持

ち合わせていなかった。)。このように、公安部から見れば、上記の事実は、公安部が上層部の働きかけを通じて得た経産省の方針転換を、経産省において再度翻意する契機を与え、最悪は [ ] が留保していたとおり非該当の線で回答を出すことにもつながり得る、いわば脅威だった。

しかし、上層部の働きかけを通じて一度無理を通してしまったにもかかわらず、その成果を自らの実験結果によって不意にしたとあっては、上層部の面子は丸つぶれになるから、公安部内で働きかけを依頼した捜査幹部としてはその結果は絶対に許容できない。また、上層部による働きかけの点を指いたとしても、3年の歳月をかけ、多額の予算を注ぎ込んで実験を重ねた本件が一部なりとも立件できない結果は、公安部として承服しがたいものであったことは想像に難くない。それゆえ、公安部の上層部は、経産省が照会に対して肯定的回答を行うにあたり疑念を抱かない資料の作成に腐心していたと見るのが経緯からして自然であり、上記の細工が施された本件L-8 i 温度実験の結果報告書はその末に生まれたものと考えられる。

#### ウ 上記ア及びイの点に関する証言の評価

本件L-8 i 温度実験の結果報告書に製品回収容器を公安部の意思で測定した事実及びその結果の記載がない理由について、[ ] 巡査部長は、製品回収容器の底部は「内部」には該当しないと考えており、あくまで「参考」として温度測定をしたにすぎないため報告書に記載していないなどと述べる(証人 [ ] 6頁、13頁、15~17頁、21~23頁)。

しかし、捜査幹部からの指示で「参考」に製品回収容器の底部の温度を測ったにもかかわらず、どのような意味・目的における「参考」なのか捜査幹部から説明もなく、実際に実験を行う [ ] も「参考」の意味を確認しないばかりか、「参考」にするためといいつつ、報告書にその測定結果を記載しないのは極めて不自然であり、[ ] 巡査部長の証言は信用できない。また、[ ] 警部は、「温度の上がり具合の参考として見た」と証言するが(証人 [ ] 25頁)、参考で上がり具合を調べて何をするつもりだったのかとの問い合わせ

対して説明に窮するなど（証人 [ ] 43頁）、[ ] 同様その証言は信用できない。

また、製品回収容器底部に極細型熱伝対を設置した経緯に関しても、[ ] 巡査部長は、陳述書において「L-8 i の所有者が独自に温度測定器を設置するために製品回収容器を取り外し」と記載し（乙12・2頁）、証人尋問においてもその旨を述べる（証人 [ ] 14頁）。しかし、当該噴霧乾燥器を所有し普段から使用している [ ] 社の社長が、公安部の温度実験を中断させてまで独自に温度を測りたいと申し出ることはいかにも不自然であることに加え、同社社長自ら、①実験開始後、警視庁職員から、温度の上がり具合をリアルタイムにモニタリングしたいとの要望を受けたことから、同社所有の温度測定器「極細型熱電対」を提供することにしたこと、②警視庁職員の指示で、回収容器をいったん取り外し、当該熱電対を回収容器の底部に設置した上で元のとおり取り付けたこと、③自分から「器械内部の温度状況を独自に把握したい」旨を申し出た事実はないこと、④もとより同社として温度状況を独自にリアルタイムに把握する必要はなく、自分からそのような申し出をする理由がないことを述べていること（甲174）からすると、[ ] 巡査部長の陳述及び証言は信用できない。

加えて、本件捜査メモには、「サイクロン底については達成することができなかつたが、そもそもサイクロン底は製品保存場所であり、必ずしも殺菌が必要な場所と捉える必要はないと思われる」、「測定箇所を排風口、サイクロン中間部のみとした本結果を経産省に持ち込」むという、本来は測定対象である「内部」と考えていたが、解釈を変更し、意図的に実験結果から省く方針に変更することを示唆する記載があり、これは[ ] 警部補及び[ ] 警部補の証言（証人 [ ] 12～13頁、証人 [ ] 11頁）とも一致するものである。上記の記載を見ても、殺菌が不要な箇所であるにもかかわらず当初から「参考」として測定した理由は不分明で、その意図も読み取れない。

したがって、実態は、上記のとおり、捜査幹部はL-8 i の製品回収容器

は噴霧乾燥器の内部に当たると考えその底部の温度を測定していたものの、目標としていた100度の維持に達しなかったことから、「ダンパーの設置が可能である」との理由付け（なお、これがL-8iの設計上不可能であることは上述のとおりである。）により内部に該当しないとの整理に変更したとしか考えられない。

### (3) 小括

以上のとおり、公安部は、本件L-8i温度実験の当時、製品回収容器は「内部」にあたると考え、製品回収容器底部の温度を測定し、測定した箇所の中で同箇所が最低温となることを認識した。それにもかかわらず、公安部は、製品回収容器底部の温度が目標としていた温度条件に達しなかったことから、製品回収容器は「内部」に該当しないとの整理に合理的な根拠もなく事後的に変更する判断を下した。そして、経産省から照会に対して肯定的な回答を得るべく、製品回収容器底部の温度測定結果はもちろん、これを公安部の意思で測定したことすら隠蔽した報告書を作成していた。

これら公安部による本件L-8i温度実験の態様は、製品回収容器底部が自らの特定した最低温箇所よりも低温となることを認識しつつ、そのことを示す消極証拠を殊更に無視したものというほかない。

## 4 ■■■検事の公訴提起に関する過失が原審において過小評価されていること

- (1) 経産省が、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関して、最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す経産省捜査メモが ■■■検事の前任の ■■■検事に共有され、 ■■■検事もその内容を認識していた（少なくとも、容易に認識し得た）こと

上述のとおり、公安部は、経産省との間で、平成29年10月から平成30年2月にかけて、本件要件ハの解釈や本件噴霧乾燥器1の規制該当性につき打合せを行っていた。そして、これらの打合せの内容は、遅くとも平成31年4月26日には経産省捜査メモを共有する方法で検察側に伝えられていた。

すなわち、■■■検事の前任であった■■■検事は、「メモを見ると、■■■補佐は当初はしり込みしていた」と述べ、■■■が当初、規制に該当するとの判断に消極的であったことや、公安部が立件することについて、経産省としては「支えられない」という発言があったこと（甲166の5・1頁「経産省として支えることができないと考えている。」を指すものと考えられる。）を指摘している。ゆえに、■■■検事は、経産省捜査メモの内容を見ていた。

そして、経産省捜査メモには、「噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性がある」（甲166の3）、「温度のデットポイント等々色々細かな疑問はある」（甲166の10）など、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関して、経産省が最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す内容が含まれていた。

他方、■■■検事は、■■■検事から引継ぎを受けていたから、上記経産省捜査メモの内容を把握し、少なくとも容易に把握し得た。

そうすると、■■■検事は、遅くとも令和元年の7月の時点で、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関して、経産省が最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す経産省捜査メモの内容を認識していた（少なくとも、容易に認識し得た）。

## (2) 逮捕後の検事調べにおいて、被控訴人会社の従業員らから温度の上がりづらい箇所にかかる具体的な指摘がなされたこと

被控訴人大川原らが逮捕された令和2年3月、被控訴人会社の従業員らの取調べが行われた（丙18～丙22、甲150、甲153、甲155）。

その一環として被控訴人らの逮捕後公訴提起前の令和2年3月27日、被控訴人会社のエンジニアリング部に所属する■■■は、取調べを行った■■■検事に対し「装置全体で考えたときには、はい。基本的に上がらないという所がでてくるので。」「風が通らないところとかは、温度が低くなりますかね。」「測定口なんてちっちゃいパイプになってるところは全く風が通らないところなので、そこまで

温度は上がらないですね。手で触っても全然なってないですから。」、「パイプのところにいろいろ温度を測定するとか圧力を測定するところ、小さい配管が入っているんですね。そこは熱が通らない吹き溜まりのところなんで、一番温度が上がりにくいところ。」、「全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5～60度ぐらいだと思う」などと、測定口の温度が上がらないことを具体的に根拠をもって説明した（甲150・別紙12頁、14頁～15頁）。

被控訴人会社の開発部部責であった [ ] （以下「[ ]」という。）も、令和2年3月26日、[ ] 検事による取調べに対し、空気が淀む箇所が存在する旨指摘した。これに対し [ ] 検事は、温度が上がりきらない箇所を確認しようと思っている旨を述べた（甲153）。

エンジニアリング部に所属していた [ ] （以下「[ ]」という。）も、令和2年3月27日、[ ] 検事（以下「[ ] 検事」という。）による取調べに対し、「おでこをくっつけられるほど温度が上がりにくい箇所がある」とし、温度の上がりづらい箇所として「マンホール」及び「点検口」を指摘した（甲155）。

安全保障貿易管理最高責任者である [ ] は、令和2年6月2日、検事による取調べにおいて、熱風が行き渡らずに温度が上がりにくい部分があると考え、その旨を亡相鳴に確認したことがある旨を述べた（丙19）。

エンジニアリング部部責代理を務める従業員は、令和2年6月3日に行われた [ ] 検事による取調べにおいて、「箇所によっては温度が上がりきらない部分もあるので、その部分に菌が入り込んでしまった場合には、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができずに残ってしまうことがあると思います」と述べた（丙20）。

(3) 被控訴人会社の従業員らの指摘を受けた [ ] 検事の対応は、消極証拠を殊更無視したと評価されてもやむを得ないこと

ア [ ] 検事は、応援検事による取調べにつき、事前に内容を指示するにあたり、上記(2)の指摘を行った従業員の取調べ内容を公判における立証上重要なものと

して位置付けていたこと

■ 檢事は、本件の主任検事として、参考人に対する取調べや証拠の検討を行う応援検事を指揮しており、特に取調べを担当する検事に対しては、取調べにおける聴取事項のほか、証拠関係を担当検事が把握できているか確認し、取調べの途中・終了後を問わず報告すべき事項を報告させ、終了後にはどのような内容を聴取したかの報告も受けていた（証人 ■ 40 頁）。

そして、■ 檢事は、令和 2 年 3 月 24 日の公安部からの検事相談において、上記の指摘を行った ■ 、 ■ 、 ■ といった被控訴人会社の従業員への取調べ事項につき、事前に方針を固めるとともに、これら技術者の規制要件該当性に関する認識を確認すべき事項として位置付けていた。

すなわち、■ 檢事は、「多くの技術者が調書上、大川原の噴霧乾燥器は該当であると供述していたにもかかわらず、■ を地検にて調べた時、非該当というのは社の方針であり、エンジニアリング部の皆さんも確認したことであった。■ 、 ■ 、 ■ 、 ■ らの呼出の際に確認したい。」「エンジ部の技術者から調書を巻く際に、警察調書で「大川原の機械はすべて温度が出るので殺菌できる」と供述しているが、この内容で地検で同じように巻いて大丈夫か。間違ってとるわけにはいかないので確認しておきたい。」と述べ、「全部該当と言う取り方ではなく、クローズドタイプ以外は温度が出るというように限定した取り方でいこうと思う。」と述べている（甲 176 の 6）。また、開発部部長の ■ に関しても言及し、「弁護士がひどいので、方針としてはエンジニアも皆、来させて、自分としては取り調べに応じるつもりだったが、会社から弁護士から止められていると言われて来れませんでしたという一筆とりたい。」等と述べている（甲 176 の 7）。

このとき、既に逮捕されていた被控訴人大川原らは黙秘に転じていたし、上記の発言にみられるように、■ 檢事は、それ以外の従業員についても、任意取調べの段階と異なり規制要件該当性を否認する趣旨を供述していると認識していた。

そのため、[ ] 檢事としては、被控訴人らの共謀立証の観点からも被控訴人会社内の意思連絡の内容を立証すべき事実として捉えており、本件各噴霧乾燥器の構造に被控訴人会社の中でも特に詳しい人材、とりわけエンジニアリング部や開発部といった技術畠の従業員が本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性につきいかなる認識を有していたかが重要な証拠となると判断していた。そして、[ ] 檢事は、これらの従業員から聴取すべき事項を事前に検討のうえ、応援検事に指示していた。

このように、[ ] 檢事は、上記(2)の指摘を行った従業員の取調べ内容を公判における立証上重要なものとして位置付けていた。

イ アにもかかわらず、取調べの中での従業員による最低温箇所の指摘を無視したこと

[ ] 檢事は、[ ] らの取調べ内容につき、[ ] 檢事や[ ] 檢事からの報告を受け、「3人程度」の従業員が、温度が上がりづらい箇所を指摘していることを認識した（証人 [ ] 9～10頁）。また、[ ] 檢事は、丙19、丙20の供述調書から、被控訴人会社の役員1名及び従業員1名が温度の上がりにくい箇所を指摘していることを認識していた（証人 [ ] 24～25頁）。これらの指摘を受けて、[ ] 檢事は[ ] 警部に連絡し、「被控訴人会社の従業員が検事調べにおいて温度が上がらない箇所があるとの供述をしている」と伝えた（証人 [ ] 24頁）。一方で、[ ] 檢事は最低温箇所に関する何らの補充捜査の指示も出さず（証人 [ ] 10頁）、同年3月31日被控訴人大川原らを本件第一事件につき公訴提起した。

しかし、上記アで述べたとおり、[ ] 檢事は、自ら[ ] ら被控訴人会社の従業員のうち技術畠の人材の規制要件該当性に関する認識を重要視していたのであるから、その供述内容に規制要件該当性を否定する趣旨のものがあったのであれば、その合理的な根拠があるかを確認することは当然なすべき検査事項であったといえる。

また、被控訴人会社の中にも所属部署により器械の構造の理解は様々と考

えられるところ、上記の取調べはいずれも、その中でもより精通しているとみられる技術畠の人間が聴取の対象となっている。その取調べにおいて、最低温箇所の特定に関して、公安部の理解と異なる箇所を示した従業員が、■

■検事自身が検事相談において名前を挙げたことが明らかな人間だけでも3人もいた。そうであるとすれば、その指摘には器械の構造に精通していることを背景とした根拠があると疑い、少なくともその根拠は潰しておきたいと考えるのが合理的な検察官の思考であると解される。

したがって、その指摘に対して何らの追加捜査を行わず公訴提起した行為は、もはや、消極証拠を殊更に無視したと非難されても致し方ない。

この点につき、■検事は、■らの供述が変遷しており、根拠がないものと判断した等と述べるが（証人■10頁）、■らの任意取調べにおける供述が変遷しているとの評価が正しくないことや、仮に変遷していると評価したとしてもその信用性を否定するだけの十分な根拠を有していたとは言えないことは原審が正当に評価しているとおりである（原判決88頁）。

まして、今回提出した検事相談メモからは、■検事が、「追いガサの資料と調書が齟齬している。正確に報告していない。過少報告。任意の島田供述は痛いと思う。」「相嶋もニュアンスが違う。任意では島田は認め扱い、社長、相嶋も曖昧ながら犯意を認めているという仕切りだった。任意の時に否認しているつもりだったのか。」と述べる等、逮捕後に公安部からの送致を受けて、実際に検事が聴取を行ったり、勾留期限が迫る中証拠資料を手元で具に検討するようになってから、公安部による任意取調べの内容が実態と異なるとの疑惑を抱いていた発言すらうかがわれる（甲176の7）。その一方、公訴提起後には「以前このように話していたことに間違いはないか」と直接当てる」「規制条件等、当たり前のことは不要で、「本件機器の口の規制要件の該当性は」などと直球で当てる」と述べ（甲176の8）、従前の供述を供述者に上塗りさせる取調べを行うように指示している点にみられるており、■検事には、本件に関し、逮捕後の取調べにおける供述内容を真

摯に評価する姿勢が根本的に欠けていたと言わざるを得ないから、被控訴人会社の従業員の供述の変遷があったとの認識を前提としても、[■]検事の判断を正当化することは全く不可能である。

#### (4) 小括

以上のとおり、[■]検事は、着任後[■]検事から引継ぎを受けた際、経産省が、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関して、最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す経産省捜査メモが[■]検事の前任の[■]検事に共有され、[■]検事もその内容を認識していた（少なくとも、容易に認識し得た）。したがって、その立証に懸念があることを理解していた。

また、逮捕後公訴提起前に行われた応援検事らによる聴取に際しては、[■]検事自身、被控訴人会社の従業員のうち技術畠の人員の供述内容を重視し、事前に聴取事項の方針も固めて応援検事に指示していたにもかかわらず、これらの従業員が行った指摘に対応する追加捜査を全く行わなかった。

このような対応に基づく[■]検事による公訴提起は、最低温箇所の特定に関して収集された消極証拠を殊更無視したものと言わざるを得ない。本件の全体を見た場合の公安部と量的な差はあるにせよ、上記の1点に関しては公安部の対応と質的な問題は変わらず、やはり「漫然と」公訴提起を行ったものと評価せざるを得ない。

## 第4 損害の額

### 1 はじめに

前述のとおり、捜査機関による本件逮捕及び勾留請求、████警部補による被控訴人島田に対する本件任意取調べ及び本件弁解録取、並びに████検事による公訴提起は、いずれも国賠法1条1項の適用上、極めて高い違法性が認められる。

このような違法行為により、被控訴人ら及び亡相嶋は種々の重大な損害を負ったものであるが、原判決は、主に精神的損害について、その中でも特に亡相嶋及びその家族である被控訴人████らに生じた甚大な精神的苦痛について過小に評価しており、妥当でない。

以下、まずは「2」にて亡相嶋及び被控訴人████らに生じた精神的苦痛について主張し、「3」にて被控訴人ら及び亡相嶋の精神的損害について述べる。

その後、「4」～「7」にて各被控訴人らについて個別に損害額を主張する（被控訴人会社の名誉・信用毀損及び刑事弁護費用についても主張を追加する。）。

### 2 亡相嶋及び被控訴人████らの精神的苦痛

(1) 亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求、並びにこれらに続く検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、長期間の拘束を受け、取調受忍義務を伴う取調べを強いられ、また公安部から報道機関へのリークによりその名誉が著しく棄損された。

さらに、亡相嶋は、身体拘束中である令和2年9月25日に貧血症状を発症し同年10月7日に亡相嶋が胃癌であることが判明したところ、不当な身体拘束により治療が遅れた上に、自身が誇りと愛着を持って心血を注いできた噴霧乾燥器に関して犯罪というレッテルを貼られたまま、無念にも、公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復を見届けられず令和3年2月7日に逝去した。

以上は原審原告ら第8準備書面・第7・3で主張したものであり、これらの各事実からして、亡相嶋及び被控訴人████らが受けた精神的苦痛は計り知れるものではないが、そうであるにもかかわらず、原判決は、亡相嶋及び被控訴人████らの

精神的苦痛を極めて過小に評価している。

そのため、改めて亡相嶋に関する事実経過を主張し、亡相嶋らの精神的苦痛が甚大であったことを述べる。

- (2) 亡相嶋は、令和2年9月23日に貧血症状を発症し、同月25日、血液検査により血色素量（Hb）5.1g/dLであり「貧血（重度）」と診断される状態に至った（甲180・3頁下部から4頁上部、甲181・3頁左下）。

成人男性の血色素量（Hb）の正常値の下限は一般的に13～14g/dLとされており（この点は、甲181・3頁左下の「血色素」の欄にも、「M14-18」すなわち男性の正常値が14～18g/dLである旨が記載されているとおり。）、同日の亡相嶋の血色素量（Hb）5.1g/dLという数値は、正常値下限の3分の1近くまで下がったものであり、命に関わる重篤な状態であった。

そのため、同月29日、亡相嶋及び弁護人は、至急治療を行う必要があるとして保釈請求を行ったが、検察官は逃亡のおそれがある等を述べ反対し、当該保釈請求は却下された（甲40）。

- (3) その後、同年10月1日に東京拘置所において内視鏡検査が実施され、出血源として胃に潰瘍が発見されるとともに（甲180・7頁）、病理検査によりこの潰瘍が悪性腫瘍であることが判明し、同月7日、亡相嶋に告知された（甲180・8頁）。

亡相嶋及び弁護人は、再三にわたって東京拘置所に対して転医ないし治療開始を求めたが（甲46～甲50）、東京拘置所及び東京拘置所病院の医師は、対症療法としての輸血を行うのみで、今後の方針や転医予定など、必要な説明を行うことすらしなかった。

- (4) 何とか治療を開始するため、亡相嶋及び弁護人は、再度治療開始のための保釈請求を行ったが、検察官はなおも反対し、同請求は却下されてしまった（甲41）。

その間、同年9月28日の血色素量は5.8g/dLと極めて低値であり（甲181・4頁）、同年10月5日の血色素量は輸血により9.5g/dLとなったが、正常値の下限の3分の2程度と低値のままであって（甲181・8頁）、これにより

全身状態が悪化し、同月 21 日には接見室から歩いて帰ることもできなくなり車椅子で帰室する事態に至った（甲 182・2 頁）。

(5) この頃には、悪性腫瘍かつ重度の貧血を発症しているにもかかわらず身体拘束が継続され、解放される見通しも立たないことから、亡相嶋もその親族も疲弊しきっていた。

特に、被控訴人 [ ] は、面会の際にしゃべることも難しい状態の亡相嶋を見て、このままでは亡相嶋が死んでしまうと感じ、嘘の自供でも良いから何でもして外部の病院に出してもらえるよう、亡相嶋に提案する程に追い詰められていた（被控訴人 [ ] 4 頁）。

それでも亡相嶋は、自らの無実を証明するため、虚偽の自白をすることはなかつた。

(6) 最終的に、同年 10 月 28 日に勾留執行停止決定を得て（停止期間は同年 11 月 5 日から同月 20 日まで。甲 53）、11 月 6 日、亡相嶋は [ ] 病院に入院することができたが、勾留執行停止前である同月 2 日の亡相嶋の血色素量（Hb）は 6.6 g/dl であり（甲 181・9 頁）、9 月 25 日と同水準の重度の貧血状態であった。

また、同月 6 日の [ ] 病院入院時も、血色素量（Hb）は 5.6 g/dL という重度の貧血状態であり（甲 183・2 頁上部）、「進行胃癌および病変からの出血による貧血が著しい（Hb 5.6）。輸血が必要なレベルと考えられ、本日の入院とする。」（甲 183・15 頁）、「車椅子にてレントゲン、心電図検査施行後中央処置室へ移動する」（甲 183・15 頁）、「車椅子で入室」（甲 183・15 頁）、「貧血高度にて移動介助」（甲 183・17 頁）、「倦怠感著明であり、活気なし」（甲 183・17 頁）という状態であった。

亡相嶋は、「拘置所内で殺されるところだった殺されるところだった」と述べるほど（被控訴人 [ ] 4 頁）、過酷極まりない状況に身を置くことを強いられたのである

(7) [ ] 病院に入院した後、亡相嶋は、被控訴人 [ ] とともに、医師から悪

性腫瘍がステージ4である旨の告知を受けた。

さらに、勾留執行停止後も、亡相嶋及び弁護人は、再三にわたり保釈請求を行つたが認められず（甲42～甲44）、亡相嶋、被控訴人[ ]ら及び親族は、最後までいつ勾留執行停止が終わるかも分からぬ不安定な中で過ごすことを余儀なくされていた。

それでも、亡相嶋は、「疑いが晴れるまで、何とか死なないように治療を頑張る」と述べ（被控訴人[ ]5頁）、自らの無実が証明されることを信じていた。

しかし、その願いは叶わず、亡相嶋は、自身が誇りと愛着を持って心血を注いでいた噴霧乾燥器に関して犯罪というレッテルを貼られたまま、令和3年2月7日公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届ける前に逝去した（甲56）。

(8) 以上のとおり、亡相嶋は極めて苛烈な人権侵害に晒され、無念のまま逝去したものであって、亡相嶋及び被控訴人[ ]らの精神的苦痛は想像を絶するほどに甚大であった。

亡相嶋及び被控訴人[ ]らの慰謝料を評価するには、これらの事実経過が最大限斟酌されなければならない。

### 3 精神的損害について

#### (1) 慰謝料の考慮要素

精神的損害の賠償たる慰謝料は、被害者が被った被害の程度は当然のこと、加害行為の違法性の程度も考慮して評価されなければならない。しかし、原判決は、加害行為の違法性及び被害の程度の両方について過小に評価しており、著しく妥当性を欠くものである。

#### (2) 違法性の程度

ア 原判決では、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当するとの判断に基づく捜査機関の本件逮捕及び勾留請求（ただし、原判決によると第一事件の勾留請求を除く。）、[ ]警部補による被控訴人島田に対する本件任意取調べ及び本件弁解録

取、並びに■検事による公訴提起は、いずれも国賠法1条1項の適用上、違法であると認定されている。

イ これら原判決の認定事実に加え、本書面で既に詳述したとおり、本件で、経産省は明確な殺菌解釈を有しておらず、そのため本件噴霧乾燥器の規制要件への該当性について否定的な見解を示していたが、公安部は、自ら定立した解釈をあたかも有識者から聴取したかのような虚偽の報告書を作成して同省から回答を騙取したという事実が認められる。

また、公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所に関する亡相嶋や被控訴人会社従業員からの複数の指摘を立件のため意図的に黙殺したあげく、捜査機関側に不利に動く懸念のある実験結果を握りつぶして虚偽の報告書を作成していたものであり、これらの点も違法性を評価するに当たって非常に重要な事実である。

しかし、原判決は、公安部が上記のとおり意図的に事実を歪めて立件に及んだ悪質性について認定しておらず、その行為の違法性が著しく過小に評価されている。

ウ さらに、原判決は、■検事が勾留請求、延長請求及び公訴提起の際に、殺菌解釈につき本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて、違法とはできないと判断している。

しかし、この点も既に述べたとおり、経産省との打合せ及び検事相談に際して作成された一連のメモの内容からすると、■検事は、本件要件ハ捜査機関解釈が誤りであることをごく容易に認識できだし、訴追権限を独占する強力な権限を有しあつ重大な職責を負う検察官として当然に認識すべきであって、■検事の捜査は極めて杜撰なものであったといわざるを得ない。

■検事には、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと自体についても、少なくとも重過失が認められるものであって、この点でも原判決は加害行為の違法性を過小に評価しているものである。

エ 本件は、立件ありきで捜査を進めた公安部が、必要な証拠の捏造、不利な証拠の黙殺といった刑罰法規に抵触する行為を含む数々の違法行為を駆使して事件を捏造した上に、検察官が極めて杜撰な捜査によってこれを鵜呑みにし、何の罪も落ち度

もない善良な市民、善良な中小企業が陥れられた事案である。

被控訴人らの損害を認定するに当たっては、本件が上記のように強大な公権力を有する捜査機関による悪質な違法行為により生じたものであることを最大限考慮すべきである。

### (3) 被害の程度

被控訴人大川原、被控訴人島田及び亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求、並びにこれらに続く検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、長期間の拘束を受け、取調べを強いられ、また公安部から報道機関へのリークによりその名誉が著しく棄損された（原審原告ら第8準備書面・第7・2・(1)、同3・(1)・ア、同4・(1))。

また、被控訴人島田については、████警部補による違法な本件弁解録取及び本件任意取調べが行われ、犯罪事実がない上に、最低限被疑者に保証されるべき権利すら侵害された（原審原告ら第8準備書面・第7・4・(1))。

さらに、亡相嶋については、上記「2」のとおり、胃癌及び貧血症状の発症以降、過酷極まりない精神的苦痛を被ったものである。

これらの被害は、万人が最低限保障されるべき基本的人権を著しく侵害するものであり、被害の程度は極めて大きいものである。

### (4) 原判決の認定の誤り

ア 上記のような違法性及び被害の程度にもかかわらず、原判決が認めた慰謝料は以下のとおり非常に僅かなものである。

・被控訴人大川原：300万円

・被控訴人島田：350万円

・被控訴人████：250万円

（被控訴人████固有分50万円、亡相嶋相続分200万円）

・被控訴人████慰謝料：125万円

（被控訴人████固有分25万円、亡相嶋相続分100万）

・被控訴人████：125万円

(被控訴人 [ ] 固有分 25 万円、亡相嶋相続分 100 万)

※亡相嶋の慰謝料は 400 万円

イ 既述のとおり、被控訴人大川原、被控訴人島田及び亡相嶋は、無実にもかかわらず長期間の勾留を受け、捜査機関のリークにより犯罪者として世間の目に晒され、基本的人権に対する著しい侵害を受けるとともに、被控訴人島田は違法な本件弁解録取及び本件任意取調べを受け、亡相嶋に至っては胃癌という重篤な疾病にも関わらず身体拘束を継続され、結末を見届けることなく被告人のまま逝去したものである。

それだけでも本人ら及び被控訴人 [ ] ら親族にとって耐えがたい苦痛であるが、本件では、これらの被害が公安部による故意の事件捏造と、検察官による極めて杜撰な捜査という、極めて違法性の高い加害行為によるものだったのであるから、その怒り、悔しさ、無念、苦痛は筆舌に尽くしがたい。

万が一、自らまたは親族が被控訴人大川原、被控訴人島田または亡相嶋と同様の境遇に陥り、かつそれが捜査機関による故意の事件捏造の結果であったことを想像すれば、上記の慰謝料額が公正妥当なものと認められるはずがないことは容易に理解されるはずである。

ウ 以上より、被控訴人らとしては、被控訴人ら及び亡相嶋の精神的損害はとても金銭に換算できるものではないが、あえて本訴訟では下記の金額を示し、どれだけ少なく見積もってもこれを下回ることはない

旨を主張するものである。

- ・被控訴人大川原：600 万円
- ・被控訴人島田：650 万円
- ・被控訴人 [ ] : 600 万円

(被控訴人 [ ] 固有分 100 万円、亡相嶋相続分 500 万円)

- ・被控訴人 [ ] 慰謝料：300 万円

(被控訴人 [ ] 固有分 50 万円、亡相嶋相続分 250 万)

- ・被控訴人 [ ] : 300 万円

(被控訴人 [ ] 固有分 50 万円、亡相嶋相続分 250 万)

※亡相嶋の慰謝料は 1000 万円

#### 4 被控訴人大川原に生じた損害

##### (1) 精神的損害 : 600 万円

上記のとおり、被控訴人大川原が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 600 万円を下らない。

##### (2) 財産上の損害 : 240 万円 (原判決同額)

被控訴人大川原は、捜査機関による既述の違法行為の結果、令和 3 年 4 月分から同年 7 月分までの被控訴人会社における代表取締役報酬月額を [ ] 円減額し（甲 115 の 14～甲 115 の 17）、合計 240 万円の財産的損害を被ったものである。

##### (3) 刑事補償法に基づく補償 : [ ] 円

上記補償金の控除後残額は [ ] 円である。

##### (4) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記控除後残額の 10 % に相当する [ ]

[ ] 円を下らない。

##### (5) 小括

以上のとおり、被控訴人大川原が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計 [ ] 円を下らない。

#### 5 被控訴人島田に生じた損害

##### (1) 精神的損害 : 650 万円

上記のとおり、被控訴人島田が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 650 万円を下らない。

##### (1) 財産上の損害 : 465 万円 (原判決同額)

被控訴人島田は、捜査機関による既述の違法行為の結果、令和 2 年 7 月分から令

和3年3月分まで被控訴人会社における取締役報酬月額を[ ]円減額され、令和3年4月から令和3年7月までは嘱託従業員となり報酬月額が[ ]円減額された。これにより、合計465万円の財産的損害を被ったものである。（甲118の1～118の4、甲118の5～118の13、甲118の14～118の17）。

(3) 刑事補償法に基づく補償：[ ]円

上記補償金の控除後残額は[ ]円である。

(4) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記控除後残額の10%に相当する[ ]円を下らない。

(5) 小括

以上のとおり、被控訴人島田が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計[ ]円を下らない。

## 6 亡相嶋並びにその相続人である被控訴人[ ]らに生じた損害

(1) 亡相嶋に生じた損害

ア 精神的損害：1000万円

上記のとおり、亡相嶋が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1000万円を下らない。

イ 財産上の損害：194万5161円（原判決同額）

亡相嶋は、捜査機関による既述の違法行為の結果、令和2年3月31日をもって被控訴人会社との顧問契約が終了した（甲116、甲117）。その結果、同年4月1日から、少なくとも最初に勾留の執行が停止された同年10月15日（甲51）までは得られていたはずの顧問報酬月額[ ]円（合計194万5161円。1円未満切り捨て。）が得られなくなったのであるから、亡相嶋は同額の財産的損害を被ったものである。

ウ 刑事補償法に基づく補償： [REDACTED] 円

上記補償金の控除後残額は [REDACTED] 円である。

なお、上記控除後残額 [REDACTED] 円は、被控訴人 [REDACTED] 2分の1、被控訴人 [REDACTED] 及び被控訴人 [REDACTED] が4分の1ずつの割合で相続した。

## (2) 被控訴人 [REDACTED] の損害

ア 被控訴人 [REDACTED] 固有の精神損害： 100万円

上記のとおり、被控訴人 [REDACTED] が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 1000万円を下らない。

イ 亡相嶋の損害の相続分： [REDACTED] 円

被控訴人 [REDACTED] は、亡相嶋の上記の控除後残額 [REDACTED] 円の2分の1を相続した（1円未満切り捨て。）。

## ウ 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記合計額の 10 %に相当する [REDACTED]

[REDACTED] 円を下らない。

## エ 小括

以上のとおり、被控訴人 [REDACTED] が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額（亡相嶋相続分を含む。）は、少なくとも合計 [REDACTED] [REDACTED] 円を下らない。

## (3) 被控訴人 [REDACTED] の損害

ア 被控訴人 [REDACTED] 固有の精神損害： 50万円

上記のとおり、被控訴人 [REDACTED] が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 50 万円を下らない。

イ 亡相嶋の損害の相続分： [REDACTED] 円

被控訴人 [REDACTED] は、亡相嶋の上記の控除後残額 [REDACTED] 円の4分の1を相続した（1円未満切り捨て。）。

## ウ 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記合計額の 10 %に相当する [REDACTED]

[REDACTED] 円を下らない。

## エ 小括

以上のとおり、被控訴人 [REDACTED] が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額（亡相嶋相続分を含む。）は、少なくとも合計 [REDACTED]

[REDACTED] 円を下らない。

### (4) 被控訴人 [REDACTED] の損害

#### ア 被控訴人 [REDACTED] 固有の精神損害： 50 万円

上記のとおり、被控訴人 [REDACTED] が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は 50 万円を下らない。

#### イ 亡相嶋の損害の相続分： [REDACTED] 円

被控訴人 [REDACTED] は、亡相嶋の上記の控除後残額 [REDACTED] 円の 4 分の 1 を相続した（1 円未満切り捨て。）。

## ウ 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記合計額の 10 %に相当する [REDACTED]

[REDACTED] 円を下らない。

## エ 小括

以上のとおり、被控訴人 [REDACTED] が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額（亡相嶋相続分を含む。）は、少なくとも合計 [REDACTED]

[REDACTED] 円を下らない。

## 7 被控訴人会社に生じた損害

### (1) 報道による信用棄損： 2000 万円

ア 被控訴人会社は、噴霧乾燥器の設計、製造、販売等を主力事業とし、噴霧乾燥器の国内市場における最大のシェアを有する企業であったところ（甲 1、甲 161・1～2 頁）、令和 2 年 3 月 11 日の被控訴人大川原らの逮捕以降、公安部から報道

機関へのリークによって、被控訴人会社の名称とともに複数の報道機関から被控訴人大川原らの逮捕が大々的に報道された（甲113の1～113の4、甲114の1～114の6）。

これらの報道は、被控訴人会社の主力事業である同社製の噴霧乾燥器の輸出取引について、本件各噴霧乾燥器を不正輸出した疑いがあるとして立て続けに被控訴人会社の幹部3名が逮捕・勾留及び公訴提起されたというものであり、組織ぐるみの犯行を疑わせ得るものであって、被控訴人会社の信用毀損に直結する内容であった。

現に、取引先や銀行から取引を打ち切られたり、現金払いでの仕入のみとされてキャッシュフローに支障を来したり等、信用毀損によって実害が生じるに至った（甲161・7頁、被控訴人大川原13～14頁）。

逮捕、公訴提起といった社会的評価を著しく低下させる事実が、複数の報道機関により不特定多数者に向けて何度も報道されたこと、その内容が信用毀損に直結するものであるという影響力の大きさ、これにより、被控訴人会社に勤める役職員は、犯罪行為を行った企業の従業員というレッテルを貼られた状態で業務を行うことを余儀なくされたこと等からすると、本件各事件が公訴棄却となったことが報道機関を通じて報道されていることを踏まえても、被控訴人会社には信用棄損による重大な被害が生じているものである。

イ 原判決は、上記と概ね同趣旨の認定をしながら（原判決・第3・5・(2)・ア）、信用毀損による損害額を1000万円と評価している。

しかし、この評価は、上記各報道による信用毀損の程度を著しく過小に評価するものであり、妥当ではない。

報道の内容は、「軍事転用可能機、中国に不正輸出」（甲113の4）、「生物兵器の製造など、軍事目的に転用されるおそれがある」（甲113の2）、「大川原容疑者らは……税関に対し、リスト規制に該当しない製品だとする虚偽の書面を提出していたという。」（甲113の3）、「外為法違反罪で社長ら起訴 軍事転用可能機器不正輸出」（甲114の1）、「軍事転用できる乾燥機、韓国にも輸出

容疑「3人再逮捕」（甲114の3）、「生物兵器に転用可能な精密機械 韓国にも不正輸出で再逮捕」（甲114の2）といったものであり、本件各噴霧乾燥器が軍事転用できることを前提とした見出しや、「生物兵器の製造」という一般市民の恐怖をあおる表現、「虚偽の書面を提出」という被控訴人大川原らが故意犯であると捉え得る表現が散見されるものであり、被控訴人会社に対する信用毀損が深刻であることに疑いの余地はない。

具体的な損害の算定が困難であるとしても、1000万円などに到底収まるものではないことは明らかである。

ウ さらに、既述のとおり、本件における捜査機関の加害行為は、違法性が極めて高いものである。この点も、被控訴人大川原ら個人の精神的損害と同じく、被控訴人会社の信用毀損に基づく損害の算定においても、十分に考慮されるべきである。

エ 以上からすると、実際はこれに留まるものではないが、どれだけ低く見積もっても、被控訴人会社の損害は2000万円を下回ることはない。

## （2）被控訴人大川原、被控訴人島田及び亡相嶋に対する報酬支払：4401万9395円（原判決同額）

被控訴人大川原らの本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束により、同人は被控訴人会社の取締役又は顧問としての業務を実施することができず、その間、被控訴人会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。

また、被控訴人大川原及び被控訴人島田は、保釈後も公訴棄却がなされるまでの間、保釈条件による制約により同人らが被控訴人会社の取締役又は顧問としての業務を事实上実施することができず、被控訴人会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。

このように被控訴人会社が被控訴人大川原らから役務提供を受けることができなくなった期間中に被控訴人会社が被控訴人大川原らに対して支払った報酬額は、被控訴人大川原について [REDACTED] 円、亡相嶋について [REDACTED] 円、被控訴人島田について [REDACTED] 円であり、3名合計4401万9353

円となる（甲115の1～118の17。令和2年3月分から令和3年7月分。ただし、令和2年3月分は同月11日以降の報酬額に限る。いずれも1円未満切り捨て。）。

被控訴人会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求等がなければ同支払額相当額の役務提供を受けることができたのであるから、被控訴人会社は同支払額相当額の損害を被ったといえる。

### （3）試験に要した費用：合計2073万5843円（原判決同額）

被控訴人会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、訴訟上の防御活動の一環として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いて、RL-5については26回、L-8iについては46回（合計72回）の実験を余儀なくされた（甲15ないし甲22の2）。

これにより、実験に要した使用料相当額（1040万円）、試験機材等購入費（199万7964円）、経費を含む人件費（833万7879円）、合計2073万5843円の費用を負担した。

これらの費用は、捜査機関による上記違法行為がなければ発生しなかった費用であり、かつ、被控訴人会社が無罪立証をするうえで必要不可欠な費用であるから、各違法行為と相当因果関係のある損害である。

### （4）刑事弁護人費用：[REDACTED]円

ア 被控訴人会社は、本件各事件についての被控訴人会社らの弁護人に対して、令和2年3月11日から令和3年7月31日までの間に、本件各事件の刑事弁護費用として、合計[REDACTED]円を支払っており（甲125の1～126の17）、被控訴人会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、同額の損害を被ったものである。

この点は、原判決においても認定されている（原判決・第3・5・(1)・ウ）。

イ さらに、被控訴人会社は、本件各事件の刑事弁護に成功報酬として、弁護人に対

して、[REDACTED]円支払った（甲177～甲179の2）。

具体的には、本件各事件が公訴取消申立及び公訴棄却により終了した後、刑事補償法に基づく補償金を請求する前である令和3年8月20日、被控訴人会社及び弁護人は、成功報酬[REDACTED]円（消費税込み）の支払時期を合意した（甲177）。

その後、被控訴人らは、令和3年9月8日付で、本訴訟の訴状を提出した。この時点では、上記成功報酬の支払時期が到来していなかったため、今後支払う予定として訴状に記載していた。

ウ 本訴訟提起後、まずは、上記合意に基づき、弁護人より[REDACTED]円（消費税込み）を被控訴人会社に請求し、令和3年9月30日、被控訴人会社はこれを支払った（甲178の1、甲178の2。なお、請求金額と振込金額との差額は法律顧問料である（甲178の3））。

また、本件各事件に関する刑事補償手続が完了して補償金が支払われたため、弁護人より残額である[REDACTED]円を請求し（甲179の1）、令和4年4月28日、被控訴人会社はこれを支払った（甲179の2。なお、請求金額と振込金額との差額は法律顧問料である（甲179の3））。

当該成功報酬、[REDACTED]円も、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行による防御のために要したものであり、捜査機関による違法行為と相当因果関係を有する損害である。

エ 原審では、上記成功報酬が損害から除外されたため、成功報酬に関する書証を上記のとおり提出し、原判決の認定額との合計[REDACTED]円を刑事弁護費用として請求するものである。

#### (5) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記(1)ないし(4)の各損害の合計額（[REDACTED]円）の10%に相当する[REDACTED]円を下らない。

#### (6) 小括

以上のとおり、被控訴人会社が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った損害

は、合計2億3230万1560円を下らない。

以上